



宮崎大学学術情報リポジトリ

University of Miyazaki Academic Repository

M.ヴェーバー教授就任講演の「国民国家」論における「政治教育」認識とその史的意義
－「闘争」可能性の認識と国民としての「政治的成熟」という目標設定－

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育学部 公開日: 2016-08-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河原, 国男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/5921

M. ヴェーバー教授就任講演の「国民国家」論における 「政治教育」認識とその史的意義

－「闘争」可能性の認識と国民としての「政治的成熟」という目標設定－

河原国男

The Historical Significance of Max Weber's Inaugural Address: The Possibility of Struggle and Educational Goal-setting Regarding Political Maturity as a Nation

Kunio KAWAHARA

キーワード：「闘争」、「育成」、「国民国家」、「政治教育」、「政治的成熟」

1. 課題と方法

本稿は、マックス・ヴェーバー (Max Weber, 1864-1920)¹⁾の『国民国家と経済政策』をとりあげて、国民国家の課題との関連で主張された、国民としての「政治的成熟」を目標理念とする「政治教育」の認識と、その史的意義を考察する。

上記書は1895年公刊された。フライブルク大学にかれが着任した翌年である。「教授就任講演」という副題があり、同名のようにも呼ばれている。1895年5月に実施された。本稿では「1895年講演」、あるいは「講演」とも略記する。初期ヴェーバーの代表論文として知られる²⁾。それを主たる検討対象にする本稿は、二つの問題関心に支えられている。一つはヴェーバー社会科学を研究対象にする限定的な関心である。「講演」は、教育思想の視点からも見逃しがたい。ヴェーバーが対象認識する場合、教育はそれ自身単独の理論領域として呈示されるのではなく、宗教、倫理、経済、政治等の諸領域と緊密に関連するものとして認識される。「講演」も例外ではないとすれば、教育、とりわけ政治教育が思想として－思考様式や認識の構造、概念の構成契機も含め－どう形成されていたかという関心である。もう一つは、ヴェーバーに即しながらも、ヴェーバーを超えた歴史的問いに関する関心がある。国家が一方で他の民族・国家との利害衝突のなかで主権を確立するとともに、他方で、国民国家を構成する国民をどう創出するか、とりわけ民主的な国民をどう創出するか、という関心である³⁾。

「講演」でヴェーバーは、同時代の領邦の一つプロイセン農業政策、とりわけ東部にポーランド人季節労働者が流入する「ポーランド問題」に着目した。そして、その問題（少数民族問題）に対する農業政策の立場にふれた後、それを基礎づける「国民国家」構築とともに、「政治教育」の必要をかれは力説した。この事実はすでに広く共有して知られている。

「講演」はどう研究されてきたか。上記の問題関心を意識してふり返ろう。

まず、1890年代から1920年代のヴェーバーをドイツ政治史上に位置づけるモムゼン『マック

ス・ヴェーバーとドイツ政治史』(1974)は、1890年代の「国民国家」理解にも中心的関心をむけている点で、今日でもなお第一に着目できる⁴⁾。「講演」については、その第3章で二つの点が指摘されている。一つは、国際関係の「勢力圏」をめぐる『『人間と人間の闘争』の苛烈な性質を描き出すために、『生存闘争』や生命力の『淘汰』というダーヴィニズムの術語を使うことに、ヴェーバーは何ら躊躇しなかった」という「権力思想」についての指摘(Mommsen1974, 43)である。もう一つは国民概念について。「彼はドイツ東部におけるポーランド人の増加傾向に対して断固として反対した。－とりわけ世紀の変わり目頃までに－彼のこうした強硬な態度からすれば、当時、彼は諸民族の相違をかなり重視する見方をしていたとしても、人種と言語を拠り所とする国民概念の方に傾いていた、という結論を勿論出してもよからう」(Ebd., 53)。「講演」でのヴェーバーは人種や言語といった「客観的な特質」に準拠した国民概念だったと、モムゼンは指摘した。後に(1912年第2回ドイツ社会学会大会発言など)はこの概念規定は変化し、「人種ないし言語という客観的な特質に準拠した国民概念は、原則的に放棄され、主観的に国家の一員であることを自覚し、それを行動で示す各市民は、その出自を問わず、すべて国民とみなされるという、西欧的な国家国民の考え方へと大きく接近したのである。…この主観的な国民概念は『日々の人民投票』と呼ばれるものである」(Ebd., 54)とモムゼンは論じた。闘争の原理を徹底して強調し「権力思想」を一貫して跡づけるモムゼンの実証的研究は、政治の一契機を見つめるヴェーバーの現実感覚を特徴づけて説得力がある。「ヴェーバーは、偉大なる権力政治には、ある国民の『文化威信』を促進することができると同時に、その国民の文化発展を阻止する可能性を持っている、という偉大なる権力政治の弁証法的な性格も明るみに出した」(Ebd., 71-72)ともモムゼンは踏み込んでいた。そうした現実感覚をもって、「講演」でヴェーバーはどう教育の必要を説いたか。このように問題関心をむけることもできよう。しかし「講演」で「政治教育」の必要を提唱したことについて、当該箇所(第3章)でモムゼンはふれていなかった。第5章の第2節「国民の社会的統合」で「教育」(erziehen)に言及(Ebd., 108)しても、上記の「客観的な特質」についての所見と併存している。したがって、ールナン(1823-1892)の「日々の人民投票」に根ざした－「主観的な国民概念」に沿うものとしても特徴づけなかった。モムゼンのこのような所見－近年ではケスラーにもうけ継がれている⁵⁾－は、現実政治にも立脚したヴェーバーの政治教育思想を抽出しようとする本研究にとって、もっとも支えになるとともに、もっとも批判的対象になる。

「講演」におけるヴェーバー政治教育認識の検討という点で、政治学者ヘニスの所見(1987)も重要である⁶⁾。同時代の経済政策に対しては、「国民国家としての国家の利益を第一義とする観点」をヴェーバーは重んじ、「われわれの子孫が将来どんな生活状態におかれるかということではなく、かれらがどんな人間になるかということである。事実また、それこそあらゆる経済政策的考察の根底に置かれた問題にはかならない」(Hennis1987, 137-138. 引用文の傍点は原文斜体、あるいは隔字体、以下同じ)と論じたと、ヘニスはヴェーバーの印象深いことばを引用した。そしてこうしたヴェーバーの国民経済学に関する問題設定が、「政治の科学」であり、同時に『『人間の生存諸条件』』と「人間の質」との相互関係を問題にする「人間の科学」であると特徴づけられた点にヘニスは着目し、「講演」は同時代に課題に応答するのみならず、プラトン、アリストテレスからルソーにいたる2000年間の政治学の固有のテーマを引き継ぐものであると指摘した(Ebd., 140)。「講演」の問題設定の基本構造にかかわるヘニスのこうした所見を本稿は支持したい。しかし、当の人間の形成に関するヘニスの所見は、上記の引用以上には掘

りさげられない。国民としての資質は教育を通じてどう形成されるか、生物学の「育成」観念にその教育はどう関連するのか。教育認識に注意深いヘニスであるが、別の所論（『マックス・ヴェーバーの人間の科学』1996）で「教育者としてのマックス・ヴェーバー」像を摘出する、ここでの関心はそうした問いにはむかわず、「どのようにしてヴェーバーは、『人間の科学』として経済学という認識に到達したか」（Ebd., 140）という点におかれる。その関心から歴史学派国民経済学との関連が論及される。「国民経済学」は「道徳的政治的諸科学」の部門であることが要請されるとするクニースの所見にヘニスは着目し（Ebd., 134）、「講演」もそのような立場に準拠していると論証を試みた。「人間の質」の認識とともに、経済行為を仲立ちとして倫理としての政治という契機に注意をむけるヴェーバーの認識を明らかにしている。その点で、ヘニスの研究は本稿にとっても貴重である。

「政治一般」を嫌悪し、「民主化」を警戒するドイツの「精神」の史的潮流と対比しながら、第一次大戦後にいたるまで「政治教育」を追求したヴェーバーを位置づける脇圭平『知識人と政治』（1973）のアプローチも、ここで逸することはできない。その方向を干場（1981）はうけ継ぎ、ヴェーバーが「当時のドイツ政治において狙ったものこそ、まさにドイツ国民におけるこの『政治的未成熟』の克服という政治教育にあった」という観点から、「講演」以来の「自立」をめざす「政治的成熟」概念を確定している⁷⁾。「政治的未成熟」批判が「講演」以後、大戦直後までの時事論でどう展開しているか、その問題状況の諸相（現実政治批判、理想政治批判、感情政治批判）を明らかにし、「政治的成熟」概念が価値判断の緊張、価値自由の精神、合理的禁欲の精神、といった思考様式を指し、1919年『職業としての政治』で提示された「政治家」の3資質と関連づけられると論じた。政治教育の目標に関する主題をとりあげて「民主主義」という政治理念を実現する人的条件に着目して、-諸制度改革とともに-技術としての政治の契機を重んじたヴェーバーの立場を明らかにする。この点で貴重だが、「講演」内容を重点に把握し、その特質の明確化が課題として残されている。

先行する以上の諸研究は、権力・倫理・技術の諸側面をそれぞれ政治的なものの本質的な諸契機として-おそらくは第一次大戦後も持続的に-重んずるヴェーバーの政治認識とともに、その認識からどのような教育領域の認識が發展しているか、その可能性のいかんを検討課題として呈示している。このことに関連し、もう一つ先行研究を補足したい。「講演」に論及してはいないが、アーレント『全体主義の起源』である。本書の「国民国家」の特徴づけにも、関連して視野に入れられるべきだろう⁸⁾。

以上のような先行研究とともに、「講演」のヴェーバーの「政治教育」認識が、どのような特質の人間形成を求めるものであったか、仮説として導き出すことができる。「講演」で、内容的に区切れる箇所、「われわれの国は一個の国民国家である」とかれはいった。その言明を「講演」内容に即せば、ただちに2点を断らなければならない。一つは、主体としては、われわれ「ドイツ帝国」は、ということであって、国内の領邦国家でも、血の一体感に根ざしたドイツ民族でもない。もう一つは、「国民国家」でなければならない、という当為的課題を指している。国境が脅かされるという「列強」の脅威・不安と、国内諸邦の分立のなかで、主権の国民国家の構築をかれは求めている、ということだろう。その主張について、先行研究の所見を踏まえつつ仮説として把握しよう。1) 国民を創出することが、「闘争」状況下で自然発生にしたがうのではなく、人為的努力による意図的な人間形成を意味する教育の課題として設定され、萌芽的にせよ、„Nation” というに値する人間一般に流布している国民ということとと区別して

“国民”と表記する－をどう意図的に形成するかと認識されているのではないか。この場合、政治的なものの領域の固有性を確認するとともに人為的働きかけを不可欠とする一方、自然の「合目的性」を峻別する認識態度をともなっていたであろう。2) その“国民”像は、たんに「平和」を祈念する倫理的信条ではなく、国家間とともに－個人であれ、集合的であれ－人間の人間に対する「闘争」の現実的可能性の認識が、“国民”というに値する一人一人に求められているであろう。3) その一方、国家が－所与としての個別国家から区別された－理念を示す「国家理性」を追求するものとして把握され、その国家構成員は－「帝国創設」(Reichsgründung)の共通意思にもかかわらず－被治者として受動的ではなく、能動的な主体的参加意識をもった民主的な“国民”として理念的に認識されたのではないか。そして、4) この現実的可能性と理念性の両極に立脚して政治的に「成熟」した“国民”像が規定されたのではないか。

こうした予想を含んだ本稿は、ヴェーバー研究を超えて、政治学研究、及び、「政治教育」の理論と歴史を主題化した教育学の基本的な問題設定にもかかわるにちがいない⁹⁾。

本稿は以上の見通しのもとに、1985年「講演」を主たる対象にして、「国民国家」の課題との関連で主張された「政治教育」の認識を跡づけ、その特質と史的意義を主に国民教育論の系列のなかで考察することを課題とする。

人間のあり方の認識に関するこの課題に対し、本稿では次のように接近する。

第一に、「講演」に先立って、その史的前提として次の3つの所論をとりあげる。

1) 人間淘汰論を示したランゲ (Albert Lange, 1828-1875) の所説。「講演」のなかでヴェーバーは「民族の適応力は、数千年にもおよぶ幾世代の育成プロセス (Züchtungsprozesse) を経るならば変わることもあるでしょう」(Weber 1895, 554) と述べ、「淘汰」概念や、それに関連する「人間“育成”思想」を示している論説として注記し参照していた。

2) フェルスター (Friedrich W. Foerster, 1869-1966) の「倫理文化」論。ヴェーバーはしばしば「倫理文化」に批判的に言及する。1919年『職業としての政治』で「善からは善のみが生じ、悪からは、悪だけが生ずる」という信条倫理命題の主張者として引かれていることは、ヴェーバー研究史では、よく知られている。1985年「講演」は、早い時期の言及を含んでいる。なお、ナチズムを公然と批判した「平和主義」の教育学者として知られることも、われわれは記憶しておきたい。

以上の人間淘汰論と「倫理文化」論の内容に立ち入りつつ、その思考様式を確認し、ヴェーバー教育認識を成立させる思想史前提として押さえたい。以下の2-1) で論ずる¹⁰⁾。

3) 先行するヴェーバーの「農業労働者問題」理解。「講演」の前半で論じられる「ポーランド問題」は、周知のように「講演」以前の一連の農業労働者制度の調査報告に基づく。「講演」で示されるかれの政治教育認識を含む政策的提言は、こうした学問的研究の成果に根拠づけられている。この教育に関する認識関心は、どう発展的に示されていたか、2-2) で論ずる。

第二に、1895年「講演」の政治教育認識が、自身の以後の社会科学に対してのみならず、19世紀ドイツ国民教育史上に示した史的意義を明らかにするため、フィヒテ (Johan Gottlieb Fichte, 1762-1813)、ニーチェ (Friedrich Wilhelm Nietzsche, 1844-1900) とともに、同時代のデルプフェルト (Friedrich Wilhelm Doerpfeld, 1824-1893) を5) でとりあげ関連性についてふれる。

2. 1895年「講演」の史的諸前提 -「闘争」と教育に関する課題領域-

1) 「闘争」と教育に関する先行論説

a. 人間淘汰論-種として「合目的性」による「育成」-

ランゲは『労働者問題-現在及び将来に対するその意義-』(1879)の冒頭で、みづから保持し、再生産能力をもつという生物の「合目的性」にふれてダーウィンの名とともに「生存闘争」状況を所与としてうけとめている。そして、人間社会の様相として、とりわけ「貴族」との対比で「労働者」がどう形成されるかを論じ、両者の分離状況について指摘している。しかし、「理性と自由へのわれわれの志向」があるゆえに、「“自然的育成”の法則」にもかかわらず、それは人間を高等種と下級種とは分離しないと述べている¹¹⁾。このような文脈で、ランゲは種として保存し、再生産できる「自然的育成」に注記している。要点を整理しておこう。

1. 「自然的育成」に(natural selection)と英語表記を付記して、ランゲはこの概念を説明する。この概念は、「家畜の品種及び変種に関するイギリスの農民の間で巧みに完成されていた人工的な育成(künstlichen Züchtung)からの刺激及び類推に基づいて、ダーウィンによって形成された。人工的な育種とは、とくに際立った属性を持つ動物の計画的な交配により、動物の形態を何らかの目的のために形態的に改造すること、例えば他の属性は犠牲にしてできるだけ多くの肉を持つ牛を、特に豊富な羊毛を持つ羊を、競走馬、重い運搬馬などを形成するということである。ダーウィンの理論によれば、人間が動物界で計画的に短期間(わずかの世代)に遂行していることと同じことを、自然は、ゆっくりと、周知の創造・根絶メカニズムによっておこなっている」(Lange 1879, 73)。人工的で計画に進む「育成」の改善機能は-ランゲによれば-自然界でも法則的に見出される。

2. 人間も同様に、「人間-育成」としてこの自然的育成の法則の支配を受けると、かれは捉える。「人間も-人種間の大きな違いを除いても-この法則に支配されるのであり、多くの民族の身体的及び精神的な性質は、獲得属性の遺伝により、またその民族の生活状態にとくによく適応できる力強い個々人が種族全体の生殖に与える大きな影響により、ますます明確に形成される。しかしその際、常に一般的に人間の教養状態、革命及び移住あるいは平和的商取引が、そのようなことを再び均等にして、分離が継続することを防ぐ。さまざまな人種(Rassen)について、自然的な育成淘汰(Zuchtwahl)の過程で生じたと考えることができるし、あるいは本来さまざまな地域に分けられて、類似の発展過程が類似の原因から人間の形成に至ったと考えることもできる」(Ebd., 73)。自然的育成を通じ、人間の種全体としての身体的精神的な性質にかかわる「人間の形成」がおこなわれる。

3. 自然的育成を通じて人間の良質も形成されるとランゲはいう。「創造及び根絶による合目的性生成(Herstellung des Zweckmässigen)の自然法則によって自ずからに起こることはといえば、雑種形成の過半数は-正しい交配(Mischung)をおこなういわば失敗した試みとして-滅亡する運命にあるが、他方において、所与の生活状態下でのある特定の交配は、たんに生殖能力があるだけでなく、なにかしら新しい、優越した人種に成長できるという事態である」(Ebd., 74)。こうした「自然の合目的性」が、ここに認められている。

4. こうした働きの「合目的性」を含んだ自然的な「育成」と人工的な「育成」とが、貴族形成の初期に体系的な「血の純粋保持」の理念で結びつく場合があることに、ランゲは着目している。「平等志向」のあるわれわれの時代でも、「長期的に見れば、至るところで、きわめて

変動的な貨幣貴族から、確固たる世襲貴族が分離し、そしてそれとともに広汎な貴族形成への橋が架けられる」(Ebd., 75)と指摘した。

以上の所論から、人間形成が自然的機能としておこなわれるか、意図的の作為によっておこなわれるか、という軸と、肯定的に価値的变化をとまうか、価値中立的な変化か、という軸によって－ランゲの自覚の有無とは別に－次の諸類型を区別できる。

1) 分業の習慣的な部分労働を通じて、労働者それぞれの人格的資質がどのように特殊化し、固定的資質が形成され、階級としての人間の類型的資質を形成していくか。

2) 生物学的な種の質的改善としての人間の「育成」

i : 自然の生存闘争下、技術によって種として適応能力の点で優れた人間をどう形成するか。

ii : 自然の生存闘争下、自然の「合目的性」にしたがい、種として適応能力の点で優れた人間がどう形成されるか。

3) 「教育」(Erziehung)

生存闘争下であったとしても、なにかしら価値的自覚に基づいた意図的な人間形成は、個体として、集団としていかに可能か。労働者が分業を通じていかに技術を錬磨できるか。

こうした1)－3) 諸類型は、いずれも人間の形成に属している。教育とともに「育成」は、否定的機能を表すものではない。「闘争」状況下で自己保存し、再生産できる「合目的性」の適応能力を自然的に発揮するという点でも、肯定的である。けれども「育成」の場合には、次の点で教育から概念上区別できる。i の場合：主たる形成契機は自然の生起であって、技術主体において、人間形成に関する意図的なものを含むとしても、当の技術の対象（人間形成そのものが期待される対象）においては、みずからの人間形成に関する意図的なものは想定していない。したがって、相互的な意図－かならずしも一致を要しない－が成り立っていない¹²⁾。ii の場合：結果的な「合目的性」であること。「自然的育成」には、なにかしら価値理念に対する志向と形成に対する意図の契機を含んでいない。補足して、i、ii の場合：個体、もしくはその集合としての集団であるよりは、超個人的な生命的統一体が、形成されるべき対象と想定される場合がある¹³⁾。こうした諸点で、「育成」は教育から概念上区別できる。「育成」概念は、生物学上の「生存闘争」概念から導かれているという来歴が、この区別を決定づけている。しかし、こうした区別にもかかわらず、この著書の論を離れて種々の社会的文脈ではその来歴は一般には見えず、「育成」と教育は、人間形成、あるいは発展を示す生命の様相として同一視され、とくに「育成」が教育に置換され連続的なものと見なされうる。「育成」概念にはこうした見かけ上の類縁傾向があるという点に、まさにその固有性が示されている。

b. 「倫理文化」論－「連带的協同意識」をめざす教育－

「倫理文化」についてヴェーバーが「講演」でふれる数年前、フェルスターは「倫理文化協会の設立－1892年10月18日ベルリンで開かれた導入講演－」(1892)¹⁴⁾と題した21頁ほどの小冊子を公刊していた。ここにも「闘争」状況を教育に関する課題がうけとめられている。

冒頭、予想される異議にフェルスターはふれる。英米では「倫理協会」が設立され、現代の害悪を克服することが期待されているとすれば、ドイツの場合ではいっそう強力に、「国家、教会、学校の指導」(Foerster 1892, 4) が期待されるべきではないか。あるいは「大規模な政治的政策と闘争によってのみ高度の良風に勝利を得るのではないか」(Ebd., 5)。

こうした異議を予想して、ドイツでも同協会の設立が要請されるとかれは主張する。なぜか。

かれが前提として視野に入れることを求めるのは、「闘争」(Kampf)の状況である(Ebd., 5)。

「1千年にわたる精神的文化活動にもかかわらず、原始より、そして文明化した現代でも、持続的な形で「生存闘争の宿命的な原則が支配しています。そのかぎり、あらゆる政治的、社会的、宗教的な改革も変革も、結局は、徒勞に帰してしまうということを明確に意識するようになってきている」(Ebd., 5)。キリスト教や哲学の存在にもかかわらず、われわれはなおも「野生」状態です、とかれは指摘する。「諸国民、政党間、宗派間、種々の社会層、経済的利害関心団体間などの闘争のただなかで、倫理文化の活動は分散し、漆黒の夜のなかの星のようで、われわれの眼差しを高めはするが、道を照らすには至っていません。殉教者、預言者、詩人、賢者などが考え、そして教えてきた最善の叡智は、典籍のなかに存在し、あるいは、それは、教会や学校にとっては根本規範の形式(canonischer Form)として刻印され、ひょっとしたら魂の深みにまで達していますが、しかし、生活にまで貫いていません」(Ebd., 6)。

「闘争」が引き起こす問題状況がこのように語られている。われわれを内面的に方向づける有効な倫理規範が失われる事態-キリスト教も含め-が指摘される。

その問題状況を打開するために、-フェルスターによれば-あらゆる生活諸領域における「倫理文化の涵養」が要請される。「素人要素」の権利と力が求められる。「われわれは僧侶風の国民(ein priesterliches Volk)とならねばならない」。この主張には、二つの意味が示されている。一つは、ドイツ国民全体のあり方が問われていること。「民衆教育」(Volkserziehung)として性格づけられる(Ebd., 18-19)。もう一つは、それを対象にした倫理文化の涵養の主体は、「能力」と見なされる「専門家」ではないこと。この第二の点について、フェルスターはいう。聖職者や道徳教師に配慮してもらうのを断念すべきであること。「公的な教育学は、たとえ専門的権威で、明らかに判断ミスをおかした場合で、素人の判断に対し愛想なしに思い上がって生きた」(Ebd., 17)。人間世界の普遍的な努力と発展のただなかでも不変であることを誇示する「教会の道徳システム」についても硬直化している(Ebd., 18)。いかに苦境から脱するか。

「倫理文化協会」は、こうした基本認識から立ちあげられる。「あらゆる時代の最善の伝統と結びつき、人間の本質と人道的社会に関するもっとも自由で徹底的な研究から、効果的で喜ばしい成果が導かれる」-そのような「国民教育の保護と共同生活の方法と技術によってのみ」(Ebd., 18-19)苦境から脱け出すことができると、かれは論じた。

このような倫理教育に対する期待とともに、「闘争」の自然的現実に対して避けがたい傾向として認めつつ、和解的であることをフェルスターは最後に強調する。「生物世界の発展原理(Entwickelungs-Princips)の一つとして生存闘争を認めるという場合、今や生物学の前景に位置付けられるほどの壮大な学説ですが、その「闘争」説が、人間世界でもまた自明で避けられない自然現象の一つとしてなんとかして言及されてきたわけではありません。この説のもっとも深い意味と精神としてわれわれはむしろ次のことを確信します。感覚が洗練され、思考が高貴になること、それによって、幸と不幸、快と不快の包括的な結合体の感情と認識、人間性に根ざした連帯的な共同意識(solidarische Gesamtbewusstsein)とが生み出され、その限りで、人間の精神は、発展の平安に満ちた最終目標となる、という確信です。人間世界のこのような観念を育む教育(Erziehung)-すべての倫理文化の根本的確信と根本的な感覚への教育として-が、人間生活の安らぎのない苦境に対し、決定的な緩和をおのずからもたらすであろうということを、われわれは信じています」(Ebd., 20)。「闘争」がもたらす「苦境」は、-フェルスターによれば-「連帯的な共同意識」を内容とする「倫理文化」の教育によって、「緩和」されるものとして

期待される。

フェルスター講演の数ヶ月後、Georg von Gizycki (1851-1895) の責任編集のもとで「倫理文化」誌第1号が発刊(1893. 1. 1)された。その巻頭言¹⁵⁾にも、フェルスター講演文の同様の思考傾向がうかがえる。第一に、過去の宗教的観念がわれわれの多くのあいだいで動揺しているとしても、われわれのなかの“聖なる人間らしさ”は損失せず、「人性の善に対する信念」を手放してはいけないとしている。その点で「オプティミズム」であると自覚している。第二に、憎しみの気運ではなく、喜びと苦しみの中で成員が互い連帯して結びついているという人間性に対する愛こそが、社会状態の害悪を取り除く闘う力となる気運であると意義づけ、正義、真実、人間性、尊敬といった倫理文化はこうしたわれわれの闘いに特徴的でありたい、と指摘している。第三に、「倫理文化」はあらゆる党派や宗派を超えた、より「上位の調停者」として位置づけ、当誌もあらゆる党派・宗派を讀者として想定していると主張している。そうした超越性ゆえに、「政治的あるいは宗教的ではなく、倫理的雑誌」であると規定している。

このような「倫理文化」誌巻頭文とフェルスターの講演文とを対比すると、次の3点で倫理的信条を重んじた共通の志向性が示されている。第一に、闘争状況が出現しているという現実認識があるが、その克服を意味する「倫理的緩和」に通ずる「精神的連帯」の必要が提唱されていること。第二に、倫理文化は政治的宗教的党派を超える立場を示すことができるとされていること、第三に、教師、聖職者といった専門的な「能力」があると見なされる教育の担い手ではなく、社会啓蒙的な組織による倫理教育活動が期待されていることである。

以上、1890年代前半の a, b 二論説が示した意味を確認しておこう。ともに「闘争」と教育に関する部分を含む。こうした論説は、同様に「闘争」状況を踏まえ、制度の改革とともに一人間のあり方に関心をむけるヴェーバーに対し、次の点で批判的な問いを誘発する契機となる。

人間淘汰論。「育成」が示す自然の「合目的性」にしたがうという、一元的に自然領域に規範が、生命を仲立ちに埋没した人間形成であるという点について。どのように教育行為の固有性が自覚されるか。諸個人の集合を人間形成する学の主体にし、その学の主体それぞれが価値的契機を自覚し、どう意図的作為に根ざした人間形成がめざせるか、という問いである。

「倫理文化」論。人間性の領域のなかに、価値であり現実でもある「共同意識」や「発展」など、進化の様相を示す類縁用語が見出され、その「涵養」が「教育」として求められている点について。「発展」や「共同」などの表象に、意識的あれ、無意識的であれ、人間の人間に対する力の行使と「闘争」を覆い隠さず、人間のあり方の現実的可能性を示すものとしてどう「闘争」を直視できるか。そして、その可能性を人間形成の自然的現実的所与の契機としてどう厳しくうけとめるか、という問いである。

いずれにせよ、二論説とも人間の集団を対象にその人間形成に関する思考において自然と規範の連続的な同一性を示している。こうした一元論の思考方法に、ヴェーバーは数年後「講演」で批判的にむきあう。政治的なものの課題領域の固有性を認識し、「政治教育」の必要を主張する場合に、二つの問いは人間の主体形成にかかわる課題として迫る。実質的内容に即しては、同時代の農業労働者問題が切実であった。ここにも「闘争」と教育の課題領域が見出された。

2) 東エルベにおける農業労働者の「主体的態度」に関するヴェーバーの教育認識

-「闘争」状況の認識と「政治的」なものの課題領域の自覚化-

同時代の東エルベ農業労働者の状態に関するヴェーバーの学問研究上の報告内容が、どう事実的妥当性を示していたかは関心対象にはしない¹⁶⁾。本稿で着目するのは、その労働者の客観的な生活状態（賃金収入、住居の状態など）ではなく、主観的意識内容に関するヴェーバーの認識である。「主体的態度」(Weber1892, 919)と表記するものに対するかれの認識がどう展開したか、という点である。労働者の意識のなかに、人間形成の契機を見出し、人間そのものの変化、とくに人間の価値的变化に対する意識に対し、かれはどのような認識関心を示していたか。以下に1892年-1894年までの三つの論考内容を跡づける。

a. 「東エルベ・ドイツにおける農業労働者の状態」(1892)

本報告(社会政策学会年報、第55巻、所収)でヴェーバーは、学会共通論題「農業労働者」に関して次の二つの教育認識を示している。第一に、すでにあったユンカー-インスト(家族とともに雇われている年雇労働者)の家父長制関係について。第二に、その解体後の「自由な労働者」について。前者から後者への移行-地域的移動であるとともに、身分移動でもある-にかかわって、前者が隷属的な関係に緊縛しているものとしてかれは捉えてはいない。この点にまず注意したい。

「インストロイテの場合、十分な土地、とりわけ完全に独立した経営できる菜園地が与えられるので、雌牛-家畜飼育が領主に委ねられない場合には、自家経営活動を通じて、一般に考えられる最良の自家経営教育(Vorbildung)を受けるのであり、インストマンもまた農業経営の困難さを正しく評価することを学ぶ。だが、かれの感情はかれの自家経営-たとえ小さく非自立的であろうとも-と結びついているのであって、かれは農業経営の身分的栄誉という思想を体得できる状態にある」(Ebd., 97)。「身分的栄誉」感をかれらは体得している。それは「教育」の力によると、ヴェーバーは把握している。

そうした価値感情にもかかわらず、なぜ他の地域(西ドイツの工業地域)へ流出するのか。「一般に非常に個人主義的な傾向が底流しているといいうる。…故郷のないプロレタリアートになっても、家父長制的な家計-経営共同体から解放されたい労働者のなかのもっとも有能な分子が抱いている際立った志向なのである」(Ebd., 919)。こうして「『自由な』日雇い労働者になろうとする契約労働者」(Ebd., 919)の志向と努力を通じて実現する人間のあり方の動機について、ヴェーバーはこう指摘する。「労働者が究極的に獲得しようとしているのは、労働関係の変革ではなく、いわゆる『自作農場』としての任意の断片的な土地の入手、したがって、土地所有のプロレタリアートへの移行でもない。そうではなく、それ以上の上昇の可能性である。…上にむかっの通路は創出されるか、自立的生存への上昇の可能性は、提供されているかどうか、である」(Ebd., 921)。独立自営農民としての人間のあり方が追求されている。そうした「可能性」は、自動的プロセスではない。人間のあり方にかかわる努力を要する。かれはいう、「しかも工業労働者問題と異なるその主要な特徴は、社会主義的な解決にむかってではなく、自然の力をもって個人主義的解決にむかって努力されているということである」(Ebd., 921)。ここにいう「努力」は教育を指す。自分が自身を対象におこなう教育で、自己教育に属する。

こうした取組について、かれは次のように一般的な背景からの理解を示す。「まず第一に幸運につけ不運につけ、自分自身の運命の開拓者でありたいと望む。近代世界のこの一般的な性

格をもつ精神的発展の産物 (Produkt einer psychologischen Entwicklung) なのであり、われわれはそれをわれわれ自身について経験している。…人間の心理的变化は物質的な生活諸条件の変化よりも大きくさえある」(Ebd., 920-921)。「農業労働者問題」のなかに、「近代世界」の精神的発展の産物として特徴づけられるものとして、教育、自己教育の契機をヴェーバーは見出す。

この事態は、社会経済的には、東部ドイツに外国人労働者の流入を促す。部分的であるが、ドイツ国家の存立にかかわる。かれは次のように指摘した。「その結果多くの大経営に経済的にも国民政策的 (nationalpolitisch) にも望ましくない性格が刻印される場合である。そうなれば、ドイツ人労働の駆逐がさらに進み、人口希薄化した東部のドイツ文化圏および国防力とともに、植民されるべきはずの人的資源も失われるであろう」(Ebd., 926)。

「国民政策的」にかかわる課題として農業労働者問題は出現しているとかれは捉えた。

b. 「農業労働制度」(1893)

1893年「農業労働制度」(社会政策学会ベルリン総会での報告講演)にも、農業労働者の人間形成に関するヴェーバーの認識をわれわれは見出せる。前年の「報告」で示した教育認識を「国民政策」の観点から次の二つの局面で掘り下げている。

第一は、流出先(北西部ドイツ)の農業労働者が示す「個人主義」について。その「心理的契機にかかわる問題」をかれは次のように指摘した。「これらの地方では、独立農民と零細土地所有者とのあいだに社会的な隔たりがない」。そのために「労働者は、自分が背負わされた義務として労働しているのではなく、むしろ自分が選んだ『好み』として労働を提供しているのだと考えたいと願っている」(Weber1893, 168)。こうした事態はどのような問題を孕んでいるか。「大土地所有がなく、個人主義的労働制度が支配的なドイツの諸地方では、かの帝国統一を達成せしめた政治体制をつくり、その統一にあずかった政治感覚を形成する (Ausgestaltung des politischen Sinnes) ということができなくなった」(Ebd., 168-169)。その事態は人間形成にかかわる問題の認識である。ただし、その「形成」が意図的におこなわれる教育作用としてヴェーバーは考えているかどうか。この点は「報告」では明確ではない。

第二は、ポーランド季節労働者が流入し、ドイツ人を駆逐する局面である。「大土地所有は、自己の使用する農業労働との国民的利益の共同性 (Gemeinschaft der nationalen Interessen) をまずはじめに失った」(Ebd., 179)。そのことは文化水準の低下をもたらす。なぜか。「資本主義的に再編された国民経済の状況では、より高い文化が優位に立たず、むしろより低文化が生存競争で優に立つ、ということが起こる」(Ebd., S. 183)。「低文化が生存競争で優位に立つ」という問題状況がある。生存競争という自然現象の一局面で、人格的側面に及ぼす作用として「同化」という働きがここに注目されている。

その事態を改善するため、王領直営地で組織的に内地植民することをかれは提案している。「われわれの考えている意味での改造の実際的可能性を示すことによって、発展を間接的に促進できる立場にある」(Ebd., 194)。「改造」といい「発展」といい、それは経済的側面に留まらない。こうした内地植民の促進によって期待される人間の主体的条件について、かれは次のように指摘する。「農村のこの経済上の、またとりわけ社会的知性の中心を維持すること、そしてまたこうした精神的資本が都市によって独占され、都市の市民層が終局的にそれを所有しないようにすること、…目下、将来農村の政治的知性が流出してしまわないようにすることである」(Ebd., 192)。「われわれがこのような文化水準の高い労働者層の維持に努力するならば、-これ

を維持するには、具体的にはわれわれの場合、国民性を基礎としてのみ可能である」(Ebd., 196-197)。こうして内地植民の促進によって、「国内のポーランド人のプロレタリアートをドイツ人の文化水準まで引きあげること」。そして、「同化」することが期待される。(Ebd., 183)。「社会的知性」「政治的知性」に対するヴェーバーの関心は、文化水準の高い労働者層の維持にかかわる課題であり、「国民性」の基礎によってのみ可能とする。それは「国民政策」にかかわる課題であり、「ドイツの東部国境を平和的に防衛」することに通ずる (Ebd., 196)。こうした課題の達成は、特殊な農業労働者に問題には限定されない。

この点を意識して、ヴェーバーは前の文脈で「国家理性」の観点を導入している。「わたしはこの席で『農業労働者問題』を、もっぱら国家理性 (*Staatsraison*) の観点からとりあげている。わたしにとっては、農業労働者の問題は農業労働者についての問題ではない。…東部農業労働者問題に関する国家の利害 (*Interesse des Staates*) は、ひとえに次の問いにかかわる。すなわち、社会組織の基礎がどのような状態であるか、国家が東部地方でただちに直面する政治的課題の解決のために、この社会組織の基礎は究極的に頼りになりうるか、という問題である。わたしの意見では、否、と答えねばならない」(Ebd., 180-181)。「国家の利害」は「国家理性」の理念から導かれるだろう。その理念はどのような性質か、ここでは説明されない。しかし文脈から判断すれば、武力衝突を回避する形でいかにドイツの「国民性」を平和的に維持するか、という問い (Ebd., 197) がこの理念から導かれる。東部ドイツの農業労働者問題にかかわる施策は「文化水準の高い労働者層の維持に努力する」ことによって「国家の利害」を左右する「政治的課題」に貢献するとともに、この「国家理性」の理念にかなう。しかし現在のところ、その「同化」をめざす課題は究極の解決にはなっていないと指摘している。

c. 「東エルベ農業労働者の状態における発展諸傾向」(1894)

本論文(「プロイセン年報」第77巻、第3分冊、所収。同名論文の増訂版)でも同じ主題内容であるが、「究極において」政治課題は未解決という基本的見解は引き継がれている。かれが論じた内容は多岐にわたるが、とくに次の2点に着目したい。

第一に、東部ドイツにおける家父長主義的支配のもとでのドイツ人農業労働者の「忍従的」態度について。「かれら(農業労働者、インストロイテ)のむかい合っていたのは、まさしくひとりの「企業家」ではなく、小型の領邦君主であった。独特の営業的な営利心が主人に不足していることと、労働者の無感覚な忍従 (*Resignation*) とが互いに補いあっていたのであって、それらのものが土地貴族階級の伝統的様式と伝統的な政治支配者の地位の心理的支柱であった」(Weber 1894, 429)。こうした土地貴族階級による政治支配に対する、農業労働者の「無感覚な忍従」の心理という関係は、一すでに1892年「農業労働者の状態」でも指摘されたように一主観的意識では「名誉」感を伴う。「家父長的労働制度は、農村において労働者は主人に対して契約関係にあるのではなく、人格的従属関係にあることを名誉あるものとして表現している。そして、この名誉あることが、この労働制度の強みである」(Ebd., 443)。この前提は、ポーランド人季節労働者の流入によって崩され、「忍従」の人格的態度は、克服されたものとしてヴェーバーは捉えてはいない。むしろ、持続的な問題としてかれは注視する。

第二に、ユンカーの家父長主義支配関係の崩壊をもたらす農業労働者の流出とポーランド人季節労働者の流入について。「流出と流入とは所有と労働とのあいだの潜在的闘いにおける闘争手段なのであるから、両者は相互に増大しあうのである。流出は姿を隠したストライキであ

り、これに対してポーランド人の流入はそれに対応する闘争手段なのである」(Ebd., 457)。こうした現象は、一面では人種間の「闘争」の局面を示している。それは「自然法則」の必然性を示唆する。ヴェーバーは、そうした「闘争」の局面を認めつつも、「法則」としては捉えない。「さて、もしも、ここで強調された発展傾向が唯一支配的な自然法則の性格をもつにすぎないとするならば、この不愉快な状態を確認することは、今日かくも流行している社会政策的悲歌の一つを意味するにすぎないであろう。しかし、それは実状にあてはまらない。その発展傾向はむしろ、没落しつつある一階級の支配の諸要求と結びついた東部の農村における所有分配が、必然的にもたらすところの特殊な諸条件の下でだけ、その作用を展開しうるのである」(Ebd., 459)。当の「発展傾向」は自然法則上の経済現象としてどこにも見られるのではなく、政策の対象として扱うことができ、また、そうすべき現象として、ヴェーバーは捉えている¹⁷⁾。

この引用直前で、「純政治的にどうでもよいことではない」(Ebd., 459)とかれは意味付与し、自覚を求めた。「政治的なもの」(das Politische)と大文字に表記される概念がこの論文で主題提示されているわけではない。けれども、論文掲載の翌年1895年「講演」の主題設定との関連をわれわれが意識して、「ポーランド問題」に即して、「政治的」なものを概念として抽象化すれば、次の諸点を構成契機として考えられる。第一に、「闘争」の現実的可能性を認めていること、第二に、「闘争」の自然法則的決定性にゆだねるのではなく、政策を導く技術(作為)を要請していること、その場合、「労働者不足」などの経済単位を超え、「国家的な植民」(Ebd., 461)という内容で国家的権力が関与する政治的問題解決が期待されていること、第三に、制度政策そのものの課題にとどまらず、「忍従」といった他者に対する「人間の質」に関する問題構造を把握し、倫理的な人間のあり方に関するその問題解決を求めていることである。

一連の農業労働者問題をめぐって、以上のように、闘争、技術、倫理の諸契機にかかわる「政治的」なものの固有の課題領域が、学問的研究論文において自覚・認識されている。こうした経緯が、「講演」で「政治教育」を提言するにいたる不可欠な思想史的前提になっていることを、われわれは以下で認識するであろう。

3. 1895年「講演」における「政治教育」の提唱

－「国民国家」構築にかかわる国民としての「政治的成熟」の教育目標設定－

1) 「政治教育」の課題と「講演」の内容構成

ここで1895年「講演」をとりあげることにしたい。「講演」以前に関係学会報告を辿ることを通じて、ヴェーバーが教育に関心をむけ、断片的ではあったが、すでに政治教育の必要を求める認識を示していたことを、われわれは知ることができた。経済現象を自然法則上の生起に関する認識としてではなく、「政治的」なものの自覚をかれは求めていた。「経済的力と国民を政治的に指導する使命とは、いつも一致するとはかぎらない」(Weber1895, 565)という「講演」での強調がこれに対応する。これをうけ継ぐ形で－当該分野にかかわる一連の学問的研究の成果を根拠にして－どのように「政治教育」の必要を主張したか。この内容を明らかにしよう。

「講演」の冒頭で、かれはねらいを述べている。「異なった民族のあいだに存在する、肉体的および心理的な人種の相違というものが、経済上の生存闘争において果たしている役割を、一つの実例に即して具体的に示すこと、そしてそれを手掛かりとして、国民経済政策を考察する場合に国民的基盤に立っている国家－わが国の場合がそうです－が占める地位を、すこし考え

て見たい」(Ebd., 545)。

二つの内容で、かれはこの講演を構成しようとしている。

①国民経済政策上の問題提起

②国民的基盤に立った国家の立場 (Ebd., 557, line1ff.)

この区分にしたがって、「講演」内容を整理すると、後者②は、次の2つの要素を含んでいる。

-a: 「国民国家」の構築 (Ebd., 557-565)

-b: 「政治的成熟」を目指した「政治教育」の必要性の提唱 (Ebd., 565, line18ff.)

以上の①②の区分は、本稿ですでに辿った「講演」以前の農業労働者論の展開とも合致する。この区分に沿いながら、かれはこの「講演」で、どのように「教育」の必要を認識しているか。そして、より限定して「政治教育」をどう確認し、その必要性を主張しているか。

2) 国民経済政策上の問題提起

-「淘汰過程」を通じての「育成」作用について-

この「講演」で、ドイツ帝国東部の西プロイセン州でポーランド人が流入している状況にかれは着目する。民族間の境界線の移動を示す、「経済的駆逐」(Ebd., 550)の事態である。ユンカーが居住する肥沃な領主地区域ではドイツ人農業年雇労働者(インストロイテ)が流出しているが、劣等地では人口増加し、ポーランド人農民が流入している、という状況がこの場でも語られている。

「ドイツ人とポーランド人は、数百年来、同じ土地の上で等しいチャンスのもとで競い合ってきた。とすれば、どこに、かの区別には根拠があるのか?この問に対し、ただちに思いつくことはこうです。それは二つの民族の適応能力の差、すなわち、異なった経済的・社会的生存条件に適応する能力の、生理的、心理的な人種の質(Rassenqualitäten)に基づく二つの民族性の違いであると。この考えは間違っていない」(Ebd., 548)。

ここでヴェーバーは、自己の所見をただちに明らかにしているのではない。「講演」後半部分で積極的に提出しようとする観点(国家理性の理念と関係づけられた「国民国家」構築)と対比する意味で、多数の人々に共有される-とかれの想定する-「淘汰」説に前提としてふれている。「適応能力」いかに、その集団-この場合では「人種」-の生存条件を決める。その説は、「講演」以前の学会報告で中心にとりあげられたが、この「講演」でも再度確認される。

こうした共通観念について、その内実をかれは立ち入って分析する。「文化水準の高い地域から立ち去っていくのは、主としてドイツ人の農業年雇労働者であり、文化水準の低い地位で増えているのは、主としてポーランド人農民なのです。しかし、二つの経過-一方の流出、他方の増加-は、つきつめて考えれば、同じ一つの根拠から起っています。すなわち、スラヴ人種は天賦の資質によるのか、過去の歴史のなかで植えつけられたものであるかはともかく、暮らし(Lebenshaltung)に対する要求水準が、物質面でも精神面でもドイツ人よりも低く、そのためにかれらが勝つことになるのです。なぜドイツ人の農場日雇労働者は、立ち去っていくのでしょうか?物質的な理由からではない。…遠い彼方の憧れる、定かならぬ衝動の中に、原初的な理想主義の一契機が隠されている。これを見抜くことのできぬ人は、自由の魔力を知らない」(Ebd., 551-552)。

ドイツ人日雇労働者の「自由の衝動」に根ざした「流出」と、それに対応するポーランド人農民の「流入」が見出される。ヴェーバーは、社会経済的側面以上に、かれらの行為を導く

主観的な意識に徹底して注意をむけて、「一つの大量の心理現象」という (Ebd., 553)。「農業労働者の状態」の記述 (1892) で示したように、近代の精神的産物としての解釈も示せるだろう。けれども、そうした展開の可能性があるにもかかわらず、かれの把握は「われわれの眼前で展開しているのは、一つの淘汰過程 (Ausleseprozess) であるかのように見えます」と進化論の見地からである。「このように相異なる適応力を、二つの民族はそれぞれ決まった大きさのものとして身につけているように思える。それぞれの適応力も、数千年に及ぶような幾世代かの育成過程 (Züchtungsprozesse) を経るうち変わることもあるでしょう。しかし、現在の問題を考える場合には、それぞれの民族の適応力は一つの契機です。われわれは、それを一つの所与として考慮しなければなりません」(Ebd., 553-554)。ポーランド人とドイツ人との民族集団間闘争を通じて「淘汰」が現在進行していると、ヴェーバーは説明している。

そのプロセスにふれた文脈で、かれが着目しているのは、Züchtung ということのできる事象である。個体ではなく種族的共同体として民族が、ここで着目されている。この場合の民族とは、形而上的統一的存在というより、集合的全体としての人間集団を指している。そして、民族の“ある”という同一的な存在状態ではなく、“なる”という人間形成に関する様相にかれは着目し、Züchtung (育成) と表記している。その様相は—後の遺稿「経済と社会」で概念規定されることばでいえば、「社会的淘汰」に属し—「適応能力」の様式をめぐる種族間の闘争を通じて、一方が他方によって排除され、他方が残存する、という事象である。そのプロセスに人間形成に含まれる場合もありうる。しかし、上の事例では自動的自然的作用である。その意味では「教育」といえない。その特性に留意してか、「講演」でのヴェーバーは、上の引用のように、「適応能力」の条件で一切を説明できるとは考えてはいない。「一つの契機」としてのみ妥当性を認め、その限界性を自覚している。引用文末尾に注記して、—すでに本稿でふれた—関連する「人間“育成”(Menschen-„Züchtung”)の思想」に関する所見 (Ebd., 554) を明らかにしている。

「淘汰観」にかかわるかれのこの所見には、二つのねらいがある。

第一は、「淘汰」が示す「闘争」の局面を一つの不可避的契機として認めながら、実際例としてどう検証できるかという点 (Ebd., 554-555)。この具体例に即した見解に基づき、「東部国境の封鎖」(Ebd., 555) と「王領地を拡大し、ドイツ人農民の入植」(Ebd., 556) を主張した。これらはすでに農業労働者調査報告でかれは提案していた。いずれも当の問題事態に直接対応する。

第二には、「淘汰」の限界性を示す契機も確認できるだろうという点である。第一の契機について「講演」で言及することは不十分とかれは認めて、「今日お話ししたいのは、このようなプロイセン農業政策上の実践的諸問題ではありません」と断る (Ebd., 557)。そして、東部ドイツ人を保護することは、「国家の経済政策」にかかわると主張する。そして、その根本には自国が「国民国家」であると指摘した。「まことにわれわれの国が一個の国民国家 (Nationalstaat) であるからこそ、このように要求する権利があると、私たちは感じるのです」(Ebd., 558) と述べた。「国民国家」は自国がすでに達成しているという事実認識ではなく、課題として要請されている、という意味でいわれている。そのゆえにこそ、「国民国家」の立場から教育が課題として提起される (S. 558, L. 15)。その様相 (第二の契機) を続いて見てゆこう。

3) 国民国家の立場からの「政治教育」の提唱

—「闘争」の可能性と「国家理性」の理念—

意図的に人間形成すること、とりわけ Nation = “国民” というに値する主体をどう形成すべき

か、という基本的な問いにヴェーバーはむきあっている。その所見を辿っていこう。

まず注意したいのは、「淘汰」の見地をヴェーバーは手放してはいないことである。「外見が『平和』であろうとも、民族間の経済闘争 (der ökonomische Kampf der Nationalitäten) は休みなく続いています」(Ebd., 558)。「闘争」は民族間のみならず出現している。「周知のことですが、経済政策は俗説によれば、世界を幸福 (Beglückung der Welt) にするための処方箋について思いめぐらすことだとされています。…しかし、深刻かつ厳粛な人口問題一つを考えるだけでも、われわれは幸福主義者になることはできませんし、未来の胎内に平和と人間の幸福は宿されていると妄想することはできません。人間と人間との苛酷な闘争とは違うどこか別のところでこの世の勢力圏が獲得されると信ずるわけにはゆきません」(Ebd., S. 558)。人間の人間に対する「闘争」の可能性-「経済的自立のための闘争、妻子のための闘争」(Ebd., S. 560)、など種々ありうる-を人間のあり方の一つの現実的可能性の契機として自覚すること、このことをかれは本質的に重んじている。「幸福主義者」を批判的に対比して強調していることもわれわれは着目したい。人間の人間に対する闘争が志向という現実的可能性として把握されているという点で、ヴェーバーのこの人間観は-当の人間を個体単位として捉えるか、集合的全体の単位として捉えるかの違いはあっても-ホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) 『リヴァイアサン』(1651) の説明 (第13章) やシュミット (Carl Schmitt, 1888-1985) 『政治的なものの概念』(1932) に近い。

この闘争的な人間観を抱きつつ、しかし他方でヴェーバーは、その人間観で一元化せず人間が何者かになる、という人間形成の課題を本質的に重要なものとして提出する。この点で各人の各人に対する相互信約によるコモン・ウェルスに着目するホブズや、「闘争」状況における「友・敵」の集団的結束に着目するシュミットとも違い、各人の主体的形成の契機を重んずる「講演」のヴェーバーの政治的志向の特質を際立たせている¹⁸⁾。かれはいう、「われわれが心をゆさぶられる問いは、われわれの子孫が将来どんな生活状態におかれるかということではなく、かれらがどんな人間になる (sein werden) かということです。事実また、それこそ経済政策的考察の根底に置かれた問題にはかならない。われわれは、未来の人々の安穏を願うのではなく、人間としての偉大や高貴を形づくる (ausmachen) と感じられるような諸資質を、かれらのうちに高度に育成したい (emporzüchten) と思います」(Ebd., 559)。人間の形成が、国民経済学の根底にかかわる技術的契機としてかれ考慮している。

人間の形成という課題に関して、「経済的社会的存在条件で育成される (herangezüchtet)」ところの「人間の質」という場合に「警戒」すべき点があると、ヴェーバーは考える (Ebd., 559)。「淘汰」説が想定する自然の「合目的性」作用として「育成」(Züchtung) という人間形成の働きがあり、「適応能力」の発揮があったとしても、「人間の質」がかならずしも確保されることを意味しない。この批判意識-ヴェーバーの卓越性はまさにこの点に根ざしていることに留意したい-をもって、警戒心とともにかれはいう、「われわれが子孫のために餞として贈らなければならないのは、平和や人間の幸福ではなく、われわれの国民的な特質を保持し、高度な育成 (Emporzüchtung) のための永遠の闘いです。それゆえ、われわれは次のような楽観的な希望に身を委ねてはならないのです。経済的文化をできるだけ発展させたなら仕事は終わるとか、自由で『平和的な』経済的闘争の淘汰 (Auslese) に任せておけば、より高度に発展したタイプがおのずからに勝利を収めるだろう、というような楽観的希望です」(Ebd., 560)。社会政策学会の指導理念であった「正義」などに対するかれの批判意識がこの発言に示されているのかも知れない。が、われわれは、人間形成に関する見過ごせないヴェーバーの問題認識を、ここに跡づけ

たい。人間形成が教育として成り立つためには、人間を形成するという意図的作為という契機がある。その意味で、「人種の質」(Ebd., 548)を考慮する「育成」ということばがここで使用されたのは、かれの立場に誤解を生むかも知れない¹⁹⁾。ヴェーバーとしては、所与として現に流通している人種的立場のことばが、一定の距離感をもって選択されたのであろう。かれの意図を付度すれば、意図的作為の契機の有無は、決定的に重要である。そのうえで、人間の人間に対する闘争可能性の認識と、「経済的闘争」の限界の認識とともに、「育成」から峻別されるべき“教育”をかれは重んじている。

この契機とともに、教育として成り立つためには、理想的な人間(類型)の明確化と選択にかかわる価値の契機がある。周知のように価値判断基準の問題にかかれは注意をむける²⁰⁾。

とりわけ「国家理性」の理念が「農業労働制度」(1893)でふれられたが、ここでも想起される。この「講演」では次のように説明される。「国家理性とは、『自助』に代えて『国家救助』を、経済的諸力の自由な活動に代えて経済生活の国家的規制を、というのではない。これは大変な思いちがいです。“国家理性”なる標語で、われわれは次のような要求を示そうします。すなわち、ドイツ国民経済政策上の諸問題について、国家は経済政策に介入すべきかどうか、どの程度介入すべきかどうか、それとも、国家は国民の経済的諸力をそれ自身の自由な展開に委ねて、諸制限はこれを撤廃すべきか否か、いつ撤廃すべきか、といった諸問題について、その個々の場合に最終的かつ決定的な判決となるのは、わが国民の、また、国民の担うドイツ国民国家の担い手の経済的政治的権力利害でなければならない、ということです」(Ebd., 561)。ここでいわれている「国家理性」は、ヴェーバーの場合にも、政策上の理念内容の判断基準に関するものではない²¹⁾。より積極的に、次のような概念契機で把握している。第一に、権力、すなわち、権力利害をどう統制するかに実践的関心がむけられていること。第二に、たんに国家であるよりは、むしろ国民と国民国家のあり方を理念的に基礎づけること²²⁾。

こうした「政治的な価値基準」の設定を前提として、「講演」の最終的な目的に立ち入ることをヴェーバーは言明する(Ebd., 565)。「講演」以前の「農業労働者問題」に報告では「国益」が論じられたが、この「講演」では「人間の質」にかかわって、「教育」が論じられる。すなわち、「国民の指導(Leitung der Nation)」に当たっている階級、または国民の指導を目指している階級(Ebd., 565)についてかれは問いかけ、諸階級がどのような「政治的成熟」(politischen Reife)の度合いを示しているか検証している。諸階級であって、特定の一階級のみが期待されているのではない。その「政治的成熟」とは何か。「その階級は国民の永続的な経済的・政治上の権力的利害関心(Macht interessen)を、そのほか一切の考慮に先行することを心得ているか、また心得る力をもちうる時があるかどうか、この点こそを問いかけるのです」(Ebd., 565)。「権力的利害」に対して考慮できること、それは「政治的成熟」という人間のあり方に関する資質能力に関する目標課題を表している。この課題は何を示すか。「講演」に限定せず、ヴェーバーが示した次の認識にわれわれは注意したい。

第一は、権力に対して忍従的な受動的態度ではない、ということ。

第二に、「権力的利害関心」に対する考慮という目標課題について、政治と経済の関係について一定の理解が求められていること。

第三は、「国民」というに値する理念としての人間類型の課題として求められていること。その「国民」は、後年の遺稿「経済と社会」によれば、「ある一定の人間集団の他の人間集団に対する特別な連帯感情を期待することができるもので、一種の価値領域に属する」。こうした

「国民」概念を立ち入って理論的に説明する箇所は、1895年「講演」にはない²³⁾。

以上のうち第二の点を、「講演」の上記の文脈でかれは補足している。「経済的なもの」の過大視により「政治的な共同体意識 (Gemeingefühl) は経済的下部構造の反映物にすぎない、と考えることは適切ではない」。このことは、「国民国家」を構築にかかわって、「指導者」層が留意すべき事項であるとかれは考える。とりわけ「戦争という重大な瞬間において」そうである、という。「国民的権力の意義が大衆の心をも占める。そしてその時こそ、国民国家というものが、国民のうちの経済的に支配されている広汎な層においても、自然のままの心理的基板のうちのうち立てられているのであって、経済的に支配している階級の組織というような、一つの『上部構造』にすぎないものではけっしてない、ということが明らかになります。しかし、平穩無事の時期になると、このよう政治的本能は大衆の意識にのぼることなく、意識の闕下に沈んでいるのです。このような時期において、政治的感覚の担い手 (Träger des politischen Sinnes) であることが、経済的及び政治的な指導階層に特有な職務なのでありまして、それこそ指導的階層を政治的に正当化しうるただ一つの根拠です」(Ebd., 565-566)。

このように「経済的なもの」を「下部構造」とはせず、「権力的利害」を決定的に重んじ、「政治的成熟」の理念を明確にし、そのうえでかれは、諸階級、すなわち、1) 支配階級、2) 市民的階級、3) 労働者階級、それぞれの「政治的成熟」の度合い(達成状況・問題状況)を検証しようとする。広汎にその担い手の可能性を想定し検証する態度は、大戦後の『職業としての政治』と同様といえる。戦後のこの講演では、民主主義をめざす政治的指導者の形成が緊要な課題として提起される。戦前の「講演」では、同様の価値理念に導かれ、「国民国家」たるに相応しい政治的共同体を構成できる「人間の質」に通ずる、「国民」というべき人間類型が探求されている。その様相を以下に明らかにしよう。

1) について。「いつの時代についても、ある階級が経済的な力を獲得すると、かならずその階級になかには、自分たちこそ政治的指導が期待されている、という考えが起こってきました」とヴェーバーは述べて、二つの事例について指摘した。一つは、「経済的没落しつつある階級が政治の支配権を握っている」という場合、それより「いっそう危険な」もう一つは、「経済的権力を掌握する日が近づき、政治的支配への期待もかけられている階級が、政治的には国家を指導できるまでには成熟してない」という場合である (Ebd., 566)。この二つが現在のドイツを脅かしているとし、プロイセンの土地貴族ユンカーについて、当の政治的支配階級としてヴェーバーは着目した。しかし、「ところが今や、ユンカーの自己の任務を果たし終え、生きるか死ぬかの経済闘争に巻き込まれている」(Ebd., 567) とかれはと述べた。そして、「四半世紀の間、ドイツの頂点には最後にして最大のユンカー」としてビスマルクの業績にふれ、「外的にだけではなくして内的にも、国民を統一させるべきものであったのに、われわれ誰もがよく知っているとおり、国民の内的統一は、ついに達成されてはいない」(Ebd., 567) と指摘した。ビスマルクに限らず、この階級の「政治的成熟」についてヴェーバーは期待してはいなかった。

2) について。ドイツ市民はどうであるか。「ドイツ市民は、国民を政治的に指導できる階級までに今日成熟しているかどうか。そう自分にむかって問うてみた場合、今のところはまだ肯定することはできない。市民の力によって、ドイツの国家が生みだされたのではない。国家が生みだされたとき、国家の頂点に立っていたのは、市民階級とは異なった、カエサル的人物であった」(Ebd., 568)。「国家」が「成熟」した市民によって構成されていなかったことが反省的に指摘されている。「ドイツ市民層の広汎な部分に見られる政治的未成熟 (politischen Unreife) に

対して責任があるのは、経済的理由でもなければ、われわれ以上に他国民も知っている、評判の悪い『利益追求政策』(Interessenpolitik)にあるものではありません。その責任は、ドイツ市民層の非政治的な過去にあるのです。すなわち、1世紀にかけての政治的な教育事業(Erziehungsarbeit)は10年では取り戻せなかったこと、一人の偉人の支配はかならずしも政治教育の手段ではないことです。そこで、ドイツ市民層の政治将来のために問われるべき点は、次の通りです。政治教育という事業遅れを取りもどすことは、もはや遅きに失しているのではないかと、という点です。いかなる経済的契機も、この事業の代わりを果たすことはできません」(Ebd., 570)。「一人の偉人の支配」はここでもビスマルクを指す。この人物により「国民の統一」は求められた。しかし、自分を「庇護」(Ebd., 569)してくれると願う市民を残すことになった。こうした問題認識を根拠にして、「政治的未成熟」の克服が市民に期待される、とヴェーバーは捉える。

3) について。経済的にみると「成熟」しているが、「政治的には、かれらは、指導権を独占しようとするジャーナリストがかれらに信じさせようとしている水準よりも、ずっと未成熟です」(Ebd., 570)。この「政治的」な「未成熟」に対し、ヴェーバーは次のように「権力政治」の状況を意識させる「政治訓練」を求める。「われわれは、労働者階級に対してもまたその政治的成熟の度合いをたずねてみるのである。…なぜイギリスやフランスのプロレタリアートの一部は、この点で違うのだろうか。イギリス労働者の組織的利害闘争が、それによってみずからを鍛え上げた(vollzogen)ような、昔ながらの経済的な教育事業だけがその理由なのではない。主な理由は、政治的な契機です。すなわち、世界権力的地位の反響です。この地位こそがつねに、国家を権力政治の課題の前に据え、諸個人に不断の政治的な訓練(Schulung)を受けさせる。わが国では、国境(Grenzen)が脅かされる場合にのみ、差し迫ったものとして受けとめるに過ぎない。われわれの発展にとっても決定的なことは、なにかしらの偉大な政治が、偉大な政治的権力問題の意義を、再びわれわれの目に焼けつけるかどうか、これである」(Ebd., 571)。イギリス労働者階級の事例を引き、その異同に着目して、「政治的要因」からも重要であるという。その場合、「国境が脅かされた場合のみ」ではなく、日常不断の訓練が必要であると、かれは主張している。「闘争」の認識は、所与の現実のみならず、可能性としても政治の成立契機としてうけとめられるかが問われている。

以上の3階級を検証し、歴史的視野を含めて市民階級と労働者階級にむけた期待を明らかにしたうえで、ヴェーバーは「現状の脅威はまさしく次のことです」と指摘する。「被支配者層の経済状態がどうか、ということではなくして、現在の支配し、上昇する階級の政治的資格(Qualifikation)のいかんです。わが国の社会政策事業の目的は、この世を幸福にすること(Weltbeglückung)ではなく、現在の経済発展が引き裂いた国民を社会的に統一すること(soziale Einigung der Nation)です。それは来るべき厳しい闘争に備えるものです」(Ebd., 572)。ここで退けられている「この世を幸福にする」とは、一種の「幻想」である。「自立的な『社会政策的』理想という幻想にかくれて、軟弱な幸福主義をはびこらせる」(Ebd., 572)。「社会的正義」などの名の下で社会政策上あるいは経済政策それ独自の価値基準を有すると見なすものといえる。かれが当面めざすのは、そうではなく、諸個人をどう「国民」として統合するか、「支配」を担う政治的課題の自覚²⁴⁾をもった者の主体形成である。その点がここにあらためて課題設定されている。この確認のうえで、ヴェーバーは二つの見通しを示す。

第一に、「もしも実際に『労働貴族層』が創り出され、この者が今日の労働運動にはない政治

的感覚を身につけるようになれば、そのときこそ市民的階級の腕では担いきれないように見える槍が市民的階級よりも逞しい労働貴族層の肩に移されてよいでしょう。だが、そうなるまでには前途はなお程遠いように思われます」(Ebd., 572)。ここでヴェーバーはイギリス産業革命期の高度に専門労働者の上位層との等価物を具体的には想定し、期待している。

第二には、第一と対比して、より緊急性を要する。「目下のところ明らかなことが一つある。壮大な政治教育事業を興すことである。われわれにとって最高の義務は、一人一人が身近なところで、わが国民の政治教育に協力するというこの課題を意識することである」(Ebd., 572)。「国民の指導」によって「帝国」という政治的共同体を構成する、と云ってよい。「国民」としての内的統一を図るという課題は、指導者教育みならず、「国民」というに値する人間の一人一人の「政治教育」が要請されることを意味する。そのような課題も、包括的に設定されていた。

この課題設定を踏まえて、学校教育あるいは社会生活の場でどのような教育内容、方法が選択されるのか、想定されているのか。社会科、あるいは職業的な習慣制度などが言及されているのか。この点が留意されるが、この「講演」ではかれは明らかにはしてはいない。むしろみずからが提唱する「政治教育の事業」と対比する形で、二つの「政治教育の反対物」(Ebd., 572)にかれはふれた。その一つは、「政治的理想を『倫理的』理想で置き換えられると思い、さらに倫理的な理想を楽観的な幸福希望とを無邪気にも同じものだと考える」事例である(Ebd., 573)。具体的な名指しはないが、該当する事例がたち想起される。すでにふれた「倫理文化協会」とそれに属するフェルスターが位置づけられる。

以上の「政治教育」の認識は「講演」でどのような位置を占めているだろうか。著作として公刊された「講演」序文で、「教授就任講演というものは、国民経済上の諸現象を判断するさいの個人的な立場、その意味で『主観的』な立場を公表し弁明する機会でもある」と記されていた。かれが強調している点は、価値判断する実践的立場を明らかにできるし許される、という意味であろう。その点で、後年(1917「価値自由」論文)にかれ自身が明確にする概念でいえば、「教壇禁欲」を要請する「講義」とは異なっている。

こうした実践的立場を表明している「講演」終盤では、「淘汰」の見地から自然的作用が強調された「育成」(Züchtung)ではなく、事業として意図的作為が強調された形で「教育」(Erziehung)が提唱されていた。その教育認識は、「講演」が示した種々の事項の認識(「価値自由」論、資本主義発生史論、「ポーランド問題」論など)と対比しても重い。「講演」全体の基調が「権力意志」の闘争を肯定しているように把握される(ヘニス、ケスラーなど)が、「講演」末尾の「われわれは、いっそう偉大な時代の先駆者になることを心掛けなければなりません」(Ebd., 573)という主体的意識を喚起することばを中核に重視すれば、国民国家を構成する国民としての「政治的成熟」をめざす教育認識を示した提唱が、「講演」の中心に位置づけられる。

4. 1895年「講演」の意義

政治教育を課題とした1895年「講演」が示した認識は、以後のかれ自身の社会科学の展開のなかでどのような意義を示したのだろうか。

第一に「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の“精神”」(原論文：第1章：1904、第2章1905、改訂論文：1920)との関連。「農業労働者」が東部ドイツでの家長制的人間関係のもとで、あるいは、その関係から離脱して、内面的にどのような「主体的態度」を示していたか

という点に「講演」でもかれは関心をむけていた。東部農村地帯における状況変化が資本主義の発生に関する出来事であった点で、「倫理」論文との関連が留意される。この論文で、かれは「資本主義の“精神”」の発生に関する18世紀のイギリスの「合理的な」農業経営の事例と対比して、年季奉公人を労働力として導入する英米の地主階級にも言及していた(Weber1904/05, 414)。後者に相当する事例をかれは1895年「講演」でドイツの事例(ユンカー経営)に即し実証していたことになる。そうした「講演」内容は、たんに資本主義の発生に関する先行した類似事例を呈示しているのみではない。「倫理」論文では、「経済的淘汰」によって、その必要とする経済主体-企業家と労働者-を教育し、創出する」という現在の状況を捉えつつ、「淘汰」概念の限界性(Ebd., 151)を明らかにし、行為主体の自律性(「自己統制」とともに互酬性を理念とする社会的分業関係の歴史(教育社会史)を記述した。この点でも、「淘汰」不可避性とその限界性に対する認識と表裏して、政治教育の課題の意義を主張した1865年「講演」は、「倫理」論文の問題関心を先取りしている。

第二に『職業としての政治』(1919)との関連。「政治」とは、「権力の分け前にあずかり、権力の配分関係に影響を与えようとする努力」とかれは規定した。「闘争」を前提としたこの政治観と関連した特徴づけに、「講演」は2点で寄与する。一つは「政治指導者」としての「成長」をもたらす「闘争」が“修練”として意味づけられていた点で、「講演」は「闘争」の人間形成観を先取りしている。もう一つは、「倫理と政治」の二者択一関係を退け、政治の倫理的諸問題を明確にした点で、「倫理」をもって「政治」に置き換えられるとする発想を退け、「政治的なもの」の自覚を踏まえ政治教育に期待した「講演」の認識は、その根本的な発想を示している。

第三に、「国民国家」論との関連。第一次大戦開始後の1915年、大国ロシアの「膨張」政策の脅威になかで、これまでのビスマルク外交政策をかれはふり返った。その論説の終末の段落で、ポーランド政策がそうであるように、その政治が「ドイツ国民国家」を理想にしていたと評価し、次のように記していた。「国民国家」は「そのなかの有力なただ一つの民族の利害を中心にして行動するという意味である必要はない。そのなかの有力な民族の特殊な利害をよく理解している場合でも、いくつかの民族の文化的利害に仕えることができる」。「民主的」になれば、なおさらそうであること、他国の「膨張衝動」の状況のただなかでも、われわれはこの課題にますます立ちむかうべきである、と(Weber1917, 91)。1895年「講演」には「民主的」ということばは使用されていない。が、その政治教育認識は、対外的に権力国家の構築とともに、「民主的」でもある、“国民”の形成をめざす理念的原型を示していた。第一次大戦終末1918年の長大な論文「新秩序ドイツの議会と政府」のはじめの有名な回顧にもふれておこう。「ビスマルクの政治的遺産」として「かれは政治教育のひとつかけらも受けていない一国民をあとに残した。…政治的意志のひとつかけらも持ち合わせていない一国民を後に残した。そこでこの国民は、頂点に位する大政治家が自分たちのために政治をやってくれるだろう、という考えに慣れきってしまった。…自分についての決定を、『君主制的統治』の名のもとに運命として身を委ねることに慣れきってしまった」(Weber1918, 449)。「身を委ねる」とは、政治権力者に対して忍従的で受動的であることを指す。それは君主のみならず、官僚制的統治に対しても同様であった。「政治的成熟度」にかかわる問題とかれは性格づけた(Ebd., 489)。受動的ではなく、一人一人が“国民”として能動的で主体的な構成員となるという教育目標を「講演」は課題設定していた。“国民”たるとともに、民主的でもあろうとする「人間類型」の資質を期待していた。「西欧派」(今野元)も志向するこの二つの課題は、かれにとって両立しなければならないもの

として意識されている²⁵⁾。そして、1895年「講演」がその国民を「指導」する契機をも想定している点に着目するならば、民主的になるとは「平民的」（「ドイツにおける選挙法の民主主義」1917）ということではない。また、後のシュミット『現代議会主義の精神史的状況』（1923）の「民主主義的同一性」理念と、それに基づく「国民教育」の概念が明らかにするような、統治者と被治者の「同一性」理念を想定するものでもない。「貴族的」契機を要し、指導者の役割を要請している点で、指導者民主制（『職業としての政治』）の原型をも「講演」は示している。

以上のように辿ると、大規模な「政治教育事業」を提案している1895年「講演」は、民主的な“国民”というべき主体をどう意図的に形成するかというヴェーバーの持続的な実践課題にかかわり、その理念的原型を示していることがわかる。

5. ヴェーバー「政治教育」認識とその史的意義

-“国民”としての「政治的成熟」をめざす両極的緊張の主体形成思想-

本稿主題にさらに接近しよう。1895年「講演」が示した「政治的成熟」を目標とするヴェーバーの政治教育認識は、自身の社会科学においてのみならず、これまでの教育の史的系列においてこそ、いっそうその特質を際立たせるであろう。

その考察の前に本稿の論述をふり返りたい。「講演」以前の諸論説をたずね、「講演」の教育認識を成り立たせている思考様式をわれわれは摘出した。規範を自然と連続的に一体化して混交する一元論的思考法に批判的にむきあいながら、自然から当為規範を分離するという思考様式である。自然法的思考法からの離脱という意味では、歴史主義ともいえる。「政治的」なものの課題は、そのような思考態度から固有な一領域として-政治が全生活領域を覆うというのではなく-認識されていた。その課題から導かれた教育認識は、「講演」までのヴェーバーの一連の農業労働者論の系列として捉えた場合どのような基本的性格を示していたか。

第一に、教育行為の成立構造について。同時代ドイツ東部における農業労働者の経済的諸側面（労働、雇用関係、賃金など）に着目しつつも、その条件が下部構造として人間の意志を規定する、という関係の認識ではなかった。「人間の心理的变化は物質的な生活諸条件の変化よりも大きくさえある」というように、「自由」をめざす内面的契機それ自身が決定的に重視され主体的な行為認識を基本としていた。その場合、教育は、政治・経済等の諸領域との関連をもちながら、-「育成」と区別して-精神の自立性を主張する形で、倫理的な契機に導かれて意図的に人間形成する教育行為を指し示していた。

第二に、教育目標設定の観点について。外国人農業労働者流入問題の直接的な対応として、内地植民という農業経済面での解決策が示されたが、それ以上に、より根本的な問題解決の観点から教育事業が求められた。その場合、自然的な法則ではなく、「政治的」なものの固有な課題領域の認識とともに「政策」が技術的働き²⁶⁾の当為課題とされ、その方策として、他の集団に対する連帯感情を中心とした、「国民」を形成する「政治的感覚」を各自が身につけることが目標とされた²⁶⁾。「国民」としての資質は、「人種の質」に関する自然の客観的所属性に基づく種族の一体感ではなく、「教育」(Erziehung)という作爲的な努力で習得されるものであった。

第三に、教育目標の形式的側面について。農業労働者の「流入と流出」をめぐる、人間の人間に対する力の行使による「闘争」を人間の現実的所与の契機として冷厳に認める。そのうえで、「闘争」をもたらす「淘汰」の自然過程ではなく-「国家理性」の均衡を求める理念とともに

に－理念的超越性の契機をもった価値領域の“国民”を一方の極として捉える。したがって、自然と規範とを分離する。この両極に立脚する形で、「政治的成熟」という目標を規定した。

こうした1895年「講演」の「政治教育」認識の特質－「政治的」なものに権力・技術・倫理の諸契機を見つめるヴェーバーの認識態度から導かれる－は、ドイツ人民一人一人の能動的主体化を基本的な課題としている²⁷⁾。その課題設定は、高い専門的資格を有する英国「労働貴族」を参照 (Ebd., 572) する関心のありように着目すれば、ドイツの後進性をふまえたかれの実践的立場を顕著に示す。

「講演」でヴェーバーの設定した課題が、民主的であるとともに、“国民”としての資質を教育目標とする事情をより明確に把握するため、国民教育論の史的系列でどのような意義を示したかを以下に考察しよう。

まず、“国民”を形成すると課題設定した点で、プラトン対話篇『国家』にふれねばならない。本篇（第7巻）には測定術、幾何学、天文学、問答法、実務を通じての為政者（学者政治家）教育とともに、－ヴェーバー自身「講演」で着目する(Weber1895, 554)－交配による種(Geschlecht)の良質の「産出」(erzeugt)の主張（第5巻459e－461e）があった²⁸⁾。ヴェーバーの場合には、教育とは区別されるこの事例を批判的に認識しながら、教育、とりわけ「政治教育」が主張されていた。この基本的特徴づけを－ヘニスを思い起こし－まずは確認しておこう。

ドイツを対象にした国民教育の主張という点で、フィヒテの講演『ドイツ国民に告ぐ』（1807－1808）は本稿でも重要である²⁹⁾。この講演とは、次の点で基本的共通性が見出される。

その1. 「世界王国」(Universal=Monarchie)の「妄想」(第13講：Fichte1808, 273)でもなく、他国から「侵略」をうけるのでもなく、主権的な国家独立の課題とともに、国家を構成する多数の人民を対象に「国民」としての人間形成を求めたこと。「ごく少数の教養ある階級だけを対象に行われ、国家を実際に担っているところの大多数、すなわち、庶民大衆は、この教育の恵みをうけていないで、もっぱら偶然の成り行きにまかせられていた」という事態を問題にし、たんに「庶民教育」(Volks=Erziehung)ではなく、「ドイツ国民教育」(deutsche National=Erziehung)を求めた（第1講：Ebd., 114）

その2. 「国民」としての資質は獲得される性質であること。国と国とを自然的に境界づける言語があって、それは「内的境界」であり、「自然に一体をなし、不可分な全体」であり、他の血統及び他の言語の民族がみずからのうちに混和しようとはできないものがあること（第13講：Ebd., 267）。そうした内的境界があって、はじめて「住所という外的限界」(Ebd., 267)があること、この客観的な帰属性で国民をただちに規定する仕方をフィヒテは承知しているが、しかし根本的に重んずるのはそうではない。「言語が人間によって作られるというよりも、人間が言語によって作られる」（第4講：Ebd., 150）という経験的な絆－「出自」ではない－を重んじた³⁰⁾。そうした評価はフィヒテの基本的立場に根ざしている。同様に、かれは人々の「意志」という主観的性質を根本的に重視する。その場合、かれが重んずるのは、国家の欲する「善良なる意志」、すなわち「公共心」(Interesse für das gemeine Wesen)である。「确实で熱慮的な技術」(Ebd., 119)によって、その「意志」を作り出すことを求めた（第2講：Ebd., 119）。

その3. 集合的な人民の主体として国民の形成を求めた。「もし国家の事を担う精神が人民のなかに、人民の多数のなかにすでに存していたのならば、われわれは今日のごとき境遇に陥って協議しあうごとき事には立ち至らなかつたであろう。…われわれは人民の多数をしてこの精神を抱かしむる教育(Erziehung)をしなければならぬ」（第9講：Ebd., 214）。主体としての人民

は、自発的能動的な精神が目標として教育されることが期待されている。

その4. 言語のような自然的契機に着目しながら、「祖国愛」(Vaterlandsliebe)は、自然的所与であるよりはむしろ、「地上の永遠を担うもの、また保証するもの」を国家の指導理念として重んじた。現実の個別の「国家」は、「祖国愛」が欲するところの「手段条件及び設備に過ぎない」。「国家のもっとも直接的な目的、すなわち、国内の平和維持の手段の選択に当たって、できるかぎり国家を制限し、かくして絶対的の最高で究極の独立の公共機関としての国家を支配しなければならぬ。…かくのごとき制限的考慮を拡大するものは、人類(Menschengeschlecht)及び民族(Völker)をより高きものとする見解よりほかにない」(第8講: Ebd., 203)。こうした普遍的超越性の契機をもった理念が、国民教育を普遍的水準で導いていた³¹⁾。

以上の基本的性格はヴェーバーの「国民」教育論にも共通する。しかし他方、両者には重要な相違点が示されていた。どこにヴェーバーの特質が示されていたらうか。

その1. 国民性の教育内容についての認識の有無。フィヒテは「新たな国民教育の一つの大きな要求は、学習と労働が結びつけられる」ことであると主張した。その理由の一つは「一般的国民教育(die allgemeine National=Erziehung)をのみうける者は、すべて労働者階級に入るべき前途をもった者であって、これらを有為なる労働者たらしむること」が教育の任務とした。そしてそれを「経済教育」(die wirtschaftliche Erziehung)と名付けた。園芸、牧畜、その他、学校という小さな国家の中に必要な労作の練習が導入されるべきであると指摘した(第10講: Ebd., 236)。ヴェーバーの場合「講演」でそうした国民性の内容項目は示されていない。「農業労働者」問題がとりあげられたとしても、農業労働、あるいは広く「倫理」論文が示すように「職業労働そのものが価値づけられて提示されることはなかった。

その2. 人間形成における両極性の認識について。フィヒテは、人間形成の契機として「略奪欲」を冷徹にも見出している。「世界侵略者は、社交的人間の心に深く根ざす好意、及び戦争によって荒らされた土地の不幸を見て悲しむ人情をも、どうかして抑制せねばならない。その手段としては略奪欲にはかならない」(第13講: Ebd., 274)。しかしその欲たるや、国民に必須のものではなく、現代の世界侵略者が、その部下に対して養成(bilden)しなければならないものである(Ebd., 274)。この人物主体は、このように否定的に把握されつつ、一部に限定的であった。また両極のうち一方の契機というのではなく、主要な契機そのものであった。しかしヴェーバーが人間の人間に対する「闘争」の可能性を見出す、という場合に、「政治的成熟」を示した国民たろうとする人間一般にその認識が求められ、しかもその場合に一方の人間形成の不可欠な現実的契機として重んじられていた。

19世紀末のヴェーバーを19世紀初頭のフィヒテと対比し際立たせているのは、ヴェーバーの国民教育認識では「闘争」の可能性が人間形成の不可欠な契機として重い位置を占めていることである。その点で、ニーチェの人間形成認識と通ずる。「教育者としてのショーペンハウエル」(1874)ではなく、『善悪の彼岸』(1886)の「高貴性とは何か」の章に示される認識である³²⁾。

この章には、ヴェーバー「講演」でも特記されていたZüchtung(育成)が意義深い働きとして着目されている。「一つの種族(Art)が発生し、一つの類型(Typus)が固定し強くなるのは、本質的に同じ不利な諸条件との長い闘争のもとにおいてである。それとは逆に、育成者(Züchter)の経験から知られるように、豊かすぎる栄養と、総じて過度の保護や世話を与えられる種族は、ただちにもっとも強い仕方での型の変化を起こしやすく、奇異なものや怪異なもの(異形の背徳)に富んでいる。ちなみに、たとえば古代ギリシャの『ポリス』やヴェネチアのような貴族制の

共同体を見るがよい。－それらは自発的な意志によるかどうかは別して、育成を目的とした施設であった。そこでは、自己の種性 (Art) を貫き通そうと欲する人々が相互に、また自らを頼りにしていた。大体において、かれらは自分自身を貫き通さねばならず、さもなければ、絶滅させられるという恐るべき危険に陥るからである。」(Nietzsche 1886, ebd., 224 – 225)。理想的と捉えることのできる人間が、種として「闘争」を通じて形成してきた過去の事例にニーチェは着目し評価している。ニーチェの指摘内容が史実に即していたかどうかは、ここでは問題にはならない。教える側と学ぶ側との相互的な意図的な人間形成を指して「教育」といえば、ニーチェがここで主張している「育成」は－訳語そのものの教育用語としての一般性にもかかわらず－「教育」には属さない。理想的に人間を形成する際、理想をめざした「意志」を介在させず、自然状態に委ねられる「闘争」の形式である。

「教育」であれば、目標設定とともに、方法上にも意図的な配慮工夫を不可欠に伴う。しかし、『善悪の彼岸』のニーチェによれば、その意味での「教育」は結果的に逆効果をもたらすとされる。「われわれの甚だしく民衆的な、賤民的ともいわれるべき時代にあつては、『教育』(Erziehung)『教養』(Bildung) は本質的に誤魔化しの技術たらざるをえない」(Ebd., 229)。ここでニーチェのいう「教育」は、一種の「教育」であるにしても－ここでは「水平化」をもたらす「民主主義」の近代的理念に対する批判の意味も含みながら－意図的人間形成という意味での「教育」に合致していた。『善悪の彼岸』のニーチェは、その教育を擁護しない。

「教育」(「教育者としてのショーペンハウエル」1874) から「育成」へとニーチェの人間形成に関する価値意識が重点移動したとするなら、ヴェーバーはその逆である。

「講演」でヴェーバーは「育成」の例を参照しつつも、自身の積極的主張では「育成」ではなく「教育」を選択している。教育行為の固有性を重んじ、教育の「自律性」の主張に通ずる³³⁾。その場合、「育成」(Züchtung) が前提とする自然淘汰の「闘争」の現実的可能性を不可避として承認し、人間形成の一方の契機としてうけとめている。と同時に、価値領域に属する「国民」としての人間類型を志向する「理念」の契機を重んじ、「教育」の必要性を認識し、個体とその集合体に対する技術として「政治的」なものの自覚を経て「政治教育」を重んじている。ニーチェも価値的契機を本質的に重視しているが、かれの場合には経験的現実の領域のなかに諸価値の「位階秩序」を認めている。他方、ヴェーバーの場合は、経験的現実の領域から区別された当為規範として価値領域を把握している。そのことは自然淘汰の「闘争」の現実－ニーチェの現実観と親和的である－をつねに想定しつつ、それに批判的にむきあう「国家理性」の見地から、どう「国益」を追求するか吟味することを可能にしている。「講演」が設定した「政治的成熟」の目標設定は、自然と規範との分離に根ざした、こうした両極性(現実性と価値規範性)に根拠づけられていた。その両極性は－「国家理性」の理念が要請する権力統制の原理的な可能性としては－個々の具体的事態において、同一領域には属さない緊張の関係をもち、国民主体に求められる「政治的感覚」が示す認識関心傾向を相対化し、一定の限界の自覚を促す。すなわち、具体的状況判断において、一方の極に振れて素朴に極限化することを抑制し、他方にかかわる可能性認識を喚起する。そうした認識志向の両極の緊張を「国民」となるべき人々に要請する。ニーチェと対比するとき、この両極性はヴェーバー「政治教育」認識を際立った形で特徴づける。

この特徴をより綿密に把握するために、ヴェーバーと同時代の政治教育史上のデルプフェルトの所論³⁴⁾との対比が有益である。「青少年教育」の見地から「国民教育」(Nationalerziehung)

の必要性をかれは論じていた。その所論にも、一種の両面性の自覚が見出される。

「いかなる事物にも、それぞれに固有法則性 (Eigentümlichkeiten)、その性質がある。学校も同様である」(Dörpfeld 1898, 143) という認識がかれにもある。「自由な学校共同体」とかれが実践的に根拠をもって構想する場合にも、「自己管理によって規制された秩序を有する」という意味が強調されている。しかしこの学校は、-かれの詳細な考察では-単にそれ自体として成り立つものとは見なされていない。「教会」とともに、「国家」と緊密な諸関係の中でその「自由」を確保するものとされる。

「国民教育」にも同様な両面性が考慮されている。かれはいう。「国民教育」は「国家教育」(Staaterziehung) と同義とみなされるが、前者は、「官僚制的に規制された国家を想定するのではなく、人々が政治的生活に活動的に関与するものを想定する」(Ebd., 237)。「一般普遍的な教育制度、すなわち、もっとも貧窮な人々にいたるまでの全人民が就学するような教育制度は、国家の援助なしに成り立ちえないのは、たしかに真実である。…こうした教育制度が示しているように、その建設と整備において、完全な意味での『国民教育』は、国家的援助なしには成し遂げられない。しかし、援助者は『創造者』ではない。作り出そうとする者は、素材をもっていなければならない。…国民教育の主要な課題、本来の作用力は、国家による、幸福をもたらす協働活動が望まれるに先だって、別の(非政治的な-引用者補)生活領域の内側から創出されて、自立的な活動状態になっていなければならない」(Ebd., 238)。「内側」というとき、われわれドイツの土壌で育まれるオークの木のように-林学校や上級森林官によってはじめて産み出されるのではなく、熟練の技によって育まれる-国民生活に根ざし、成長する力があるかどうか問われる (Ebd., 239)。ドイツ人民の「国民的財産」といえるものである。ルター、バッハ、ペスタロッチ、などが例示されている (Ebd., 239)。したがって、「国民教育のためには、国家、その政治的生活の諸力から、その主要事項も、なにかした積極的な創造物一般も、期待すべきではない。むしろ、本来的な教育的影響力は、国内的な諸力、諸制度、諸共同体に属する。こうした影響力の最善の部分は、組織化されない。問われるのは、民衆のうちに、そのような協会、慣習などが存在するかどうか、もし存在するならば、その教育的働きは、民衆がその働きによって、そこに暮らし、生きているように、いわば自生的に現れるかである。とはいえ、こうした諸力の組織的な共同作用のためには、なおまた、なすべき事項が残されている。そのもっとも主要な前提は、全国民が、青少年の教育を共通義務として認識すること、青少年教育が国民的事項 (Volkssache) になる、という点である」(Ebd., 240)。

こうした「内側から」の創造的な力とともに、国家的援助の力という二つを区別し、その両面性によって「国民教育」が成り立つことを、デルプフェルトは主張していた (Ebd., 240)。その所論は、教育体系論 (家庭・教会・学校制度) と教育内容論と密接に関連している。とくに社会科 (Gesellschaftskunde) の 4 領域の教育内容 (i. 人間精神、ii. 生活方法と慣習、iii. 労働の 6 種、iv. 社会) は、「教義」や「社会理論」ではなく、言語と論理によって概念的に秩序づけられた「社会的諸事実」としている。それら課程を修了してはじめて、4 領域に関する理解や関心までに「成熟」(die Reife) を達するであろうと、かれは論じている³⁵⁾。

同時代のこうした学校教育論と対比するなら、「講演」におけるヴェーバーの教育認識は、目標・主体論として展開しつつも、教育内容論を導いてはいないことが際立ってくる。そうした制約の点で、「講演」の教育認識は、「国民」概念が十分に明確化されていないことも含めて萌芽的にとどまっている。

「講演」でのこの自覚の有無は別として、かれが重んじているのは、“国民”たるべき諸個人の「経済的・社会的存在条件」に着目し、その「人間の質」(Ebd., 559)を問いつつ、教育目標設定に徹することである。その「質」は「人種の質」(Ebd., 548)ではない。農業労働に限定せず、職業的生活習慣態度を導く、その意識のあり方にかかわる。その局面でも、互いに「権力的な利害関心」があって、人間と人間とが「闘争」することもありうる。一方において、その傾向性を認めて不可避的な現実的可能性に耐えながら、他方において－闘争可能性の限界の認識をふまえて－「政治的」なものの課題領域の認識とともに、「国家理性」の理念に導かれて“国民”としての主体的自覚をもつこと、こうした両極的緊張のただなかで「政治的成熟」を実現することを「講演」のヴェーバーは求めた。したがって、この「政治的成熟」は、「血の絆」による種族の一体感に根拠づけられるものでも、一体感を促すものでもない。あくまでも両極性に対する知的認識とともに、“国民”になることが期待された。と同時に－両立する課題として－かれが「政治的成熟」という目標のもとで求めたのは、“国民”たるべき一人一人が「忍従的な」精神構造を克服して、能動的に“民主的”であろうとする“国民”主体になることだった。“国民”としての「政治的成熟」という課題設定には、こうした教育目標としての意味があった。このような目標課題の二重性をふまえて、1895年「講演」の史的意義を次のように要約できる。「列強」が激突する第一次大戦の前において、帝国として統一した主権的「国民国家」を構築しようとする観点から、「闘争」の現実的可能性の認識を不可欠として求めつつ－他方で理念的契機との両極的緊張の感覚をもった形で－民主的でもあるとともに、「政治的成熟」を実現する“国民”を形成することを、ドイツ人民に対して主体形成の目標課題とすることにより、萌芽的にせよ、西欧派としての歴史的可能性を示していたということ、この点に－政治的なものの諸契機（権力、倫理、技術）を重んじている－「講演」の「政治教育」認識が示したドイツ政治教育思想史上見逃しがたい卓越した史的意義があった³⁶⁾。

この点を確認して、今後の研究課題もいくつか見通せるはずである³⁷⁾。が、ここでは、今、注視されるべき実践的課題をつけ加えておこう。「政治的成熟」をめざす“国民”主体の形成というヴェーバーの目標設定が現代の状況にむけて啓発的に示す課題である。力の行使を想定しない平和憧憬の信条倫理と権力衝動の現実認識との非対話的な相互反撥の運動のなかに、われわれが引き裂かれているのであれば、そのわれわれは両極的緊張の感覚に乏しく、ヴェーバーのいう意味で「政治的未熟」であるといわざるをえない。この局面でも1895年「講演」のヴェーバーの政治教育に関する目標設定は、原理的には今もなお－グローバリズムやローカリズムが進行する今もなお、あるいはよりいっそう－同時代史的意義を失っていない。国土に住む人民が民主的な態度を実現しつつ、なおかつ“国民”として政治的に成熟することは、今日のわが国でも過ぎ去った解決済み課題ではない。

注

- 1) Max Weber (1892), Die Lage der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland, in: Max Weber Gesamtausgabe (MWG) I /Bd. 3. 2. Halbband, Tübingen: J. C. B. Mohr 1984 (本書の結論を中心にした部分訳として、肥前栄一訳『東エルベ・ドイツにおける農業労働者の状態』未来社、1892)
 (1893) Die ländliche Arbeitsverfassung, in: MWG I /Bd. 4. 1. Halbband, 1993 (山口和男訳『農業労働制度』未来社、1959)
 (1894) 2. Entwicklungstendenzen, in: MWG I /Bd. 4, 1. Halbband (大藪輝雄・吉矢友彦訳「マックス・

ウェーバー『東エルベ農業労働者の状態における発展諸傾向』(一)(二)『立命館経済学』第13巻第4-5号、1964)

_(1895)Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, in:MWG I /Bd. 4. 2. Halbband, 1993 (中村貞二訳「国民国家と経済政策」『政治論集 I』みすず書房、1982、田中真晴訳『国民国家と経済政策』未来社、2000)

_(1903-1906), Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie in: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre (WL), 6. Aufl., Tübingen:J. C. B. Mohr1985 (松井秀親訳『ロッシヤーとクニース』未来社、1988)

_(1904-1905), Die protestantische Ethik und der „Geist“ des Kapitalismus, in:MWG I /Bd. 9 2015 (安藤英治編『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の“精神”』未来社、1994)

_(1916), Deutschland unter den europäischen Weltmächten, in:MWG I /Bd. 15 (山田高生訳「ヨーロッパ列強とドイツ」『政治論集 1』)

_(1917a), Bismarcks Außenpolitik und die Gegenwart, in:MWG I /Bd. 15, 1984 (林道義訳「ビスマルクの外交政策と現代」同上)

_(1917b), Wahlrecht und Demokratie in Deutschland, in: MWG I /Bd. 15, 1984 (山田高生訳「ドイツにおける選挙法と民主主義」同上)

_(1918), Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland, in:MWG I /Bd. 15 (中村貞二・山田高生訳「新秩序ドイツの議会と政府」『政治論集 2』みすず書房、1982)

_, Machtprestige und Nationalgefühl, in: ders., Wirtschaft und Gesellschaft: die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte, in:MWG I /Bd. 22, 2001 (濱島朗訳『権力と支配』みすず書房、1954).

_(1919-1920), Soziologische Grundbegriffe in:ders., Wirtschaft und Gesellschaft: Soziologie, in:MWG I /Bd. 23, 2013 (清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波文庫、1972)

- 2) 講演はヴェーバーが同大学に着任した1895年、「経済学における国民性」というタイトルで実施された。公開された論文は、初期ヴェーバーについて代表的論文とされる。「政治状況に対する判断と溢れる政治的情熱」が際だって、マリアンネ・ヴェーバー編集『政治論集』のはじめに、また「没価値性理論の出発点」に、そして一連の「農業関係論稿の発展」にも位置づけられる。こうして、「本書が多面的なヴェーバーの労作になかになかあってひとつの結節点をなしている」(田中真晴「解説」『国民国家と経済政策』未来社、p. 78)。このような所見はヴェーバー研究者には共有されている。
- 3) 藤原婦一「主権国家と国民国家-『アメリカの平和』への視点-」『岩波講座 社会科学の方法』第XI巻、岩波書店、1994。藤原はJ. S. ミルの「国民」概念にふれ、「出発点ではこのように外に開かれたナショナリズムが、19世紀後半の、まさにナショナリズムの時代を迎えると、人種主義と結びついた非合理的な排他性を帯びることになる。ドイツ統一も、イタリア統一も、国民国家の形成はあったが、市民の政府の構築ではなかった」と論じた (p. 54)。こうした史的事実のなかで同時代のヴェーバーはどう思想的に課題設定したかを、本稿は究明する。
- 4) Wolfgang J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1902, 2. Aufl., Tübingen:J. C. B. Mohr 1974 (安世舟・五十嵐一郎・田中浩訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治1890-1920 I』未来社、1993)
- 5) ケスラーも浩瀚な実証的伝記において、「講演」のヴェーバーは、「人間の人間に対する闘争」、「政治権力の領土的拡張」といった時代精神の犠牲者であり、同時に伝達者であったと論じた。理念史的には、ニーチェよりもむしろランゲの影響をうけていると指摘した。そして、「現実政治」の立場から、第一次大戦前の状況下で権力な「世界政治」を「学問的」に正当化したとケスラーは把握した。「ポーランド問題」をとりあげた「汎ドイツ協会」の不徹底を批判するヴェーバーの所見(協会長宛所見)と脱退の事実(1899年)にふれて、社会的行動としての姿勢の明確さを、驚きとともに

ケスラーは論じている。Dirk Kaesler, Max Weber. Preusse, Denker, Muttersohn. Eine Biographie, München: C. H. Beck 2014, S. 410-412. なお、本稿で検討の対象にするのは、ヴェーバーの社会的行動にかかわる事実関係ではなく、「講演」と関連する一連の論説が示す思想次元である。

- 6) Wilhelm Hennis, Max Webers Fragestellung. Studien zur Biographie des Werks, Tübingen: J. C. B. Mohr 1987 (雀部幸隆・嘉目克彦・豊田謙二・勝又正直訳『マックス・ヴェーバーの問題設定』恒星社厚生閣、1991).
- 7) 干場辰夫「マックス・ウェーバーによる“政治的未成熟”批判の諸相－政治的成熟の概念確定のために－」『同志社法学』第33巻第1号、1981. 5)
- 8) Hannah Arendt, Element und Ursprünge totaler Herrschaft, 1955, München/Zürich: Piper 1986 (TB), 18. Aufl. 2015 (大島通義・大島かおり訳『全体主義の起源 2 帝国主義』みすず書房、1972). ヴェーバーとの継承関係ではなく、先行研究上の所見として重要である。「国民国家」について、異なる民族集団を統合する法的な原理をもたないとアーレント (1906-1975) は指摘し、「はじめから同質的住民と政府に対する住民の積極的同意」、すなわち、ルナン (1823-1892) の譬喩でいう「毎日の人民投票」とを前提としていること (Ebd., 289)、その一方、客観的属性によって国民を定義しないということとその本質を把握した (Ebd., 482)。ドイツの場合、〈血の絆〉という客観的属性をもって民族を定義しようと試み、「種族的一体感」を得ようとするナショナリズムが長い間支配した。ヴェーバーが第一次大戦前、1985年の時点で構築を求めた「国民国家」は、「種族的一体感」を求めるとは異なった性質のものではないか。その方向について、「1814年以後ドイツのナショナリズムを全ドイツの国民国家設立のための武器へと発展させたドイツ愛国者たちは自由主義者であって、プロイセンのユンカーに敵対していた。彼らは小邦に分裂した民族の共通の起源を主張し、ドイツ語こそこの共通性のもっとも明確な徴であるとした」(Ebd., 366)。ヴェーバーの所論に、言語共同体をもって同一の「国民」としての共通の証とした所見は見られないが、1895年「講演」でのかれの所論は、国民である、という植物的受動的状態で資質が確認されるのではなく、国民になるという主体的自覚を要請するという点で、アーレントがここに指摘する「自由主義者」の系譜 (フィヒテなど) に基本的には属するであろう。そして、「政府に対する住民の積極的同意」を基本とする方向ではないか。アーレントの所説は、国民国家を破壊させるナチズムを視野に入れた長期的展望のなかで、このような個別的問題の検証を促している。
- 9) 「闘争」の現実、あるいはその可能性を認識できるかどうかは、政治状況認識におけるリアリズムにかかわり、「政治的成熟」を成立させる一つの契機として丸山眞男は捉えた。『丸山眞男講義録』第3冊 (政治学)、東京大学出版会、pp. 31-33、参照。その場合「闘争」は「闘争」そのものであるよりは、むしろ「闘争」の可能性についての認識である。丸山はホブズ『リヴァイアサン』にふれ、「闘争への傾向」としての認識が求められていた点に注意をむけていた (『人間と政治』『政治の世界』岩波文庫、2014、p. 50)。この点の内容の事実関係 (シュミットとの違いも含め) については、レオ・シュトラウス『ホブズの政治学』添谷育志、谷喬夫、飯島昇蔵訳、みすず書房、1990、pp. 216-217、でも根拠づけられる。そして丸山は、「ドイツの悲劇はあまりに潔癖な倫理的要請とあまりに過剰な権力肯定との間のバランスが終始とれなかったことにある」と指摘し、「ウェーバーのような自由主義者 (むろんドイツ的の) をも等しく苦しめたところ二律背反であった」と記していた (『権力と道徳』同上、pp. 175-176)。このように両極性の認識を重んじる「成熟」の概念は、第三帝国体制に対する反省に基づき、市民としての政治教育の目標理念として重視されている。Joachim Detjenは、市民が善と悪、正と不正とを自由に公正に論じ、判断する人間の望ましい状態として「成熟」(Mündigkeit) 概念を特徴づけている (Politische Bildung. Geschichte und Gegenwart in Deutschland, 2. Aufl., München: R. Oldenbourg, 2013, S. 214)。そして、「政治的成熟」の概念について、民主主義社会の市民の資質要件として①政治的知識、②政治的責任意識、③参加と関与、から成り立つと指摘している。①は、切り分けられた個々の知識よりはむしろ、政治の見渡し難い領域を方向づける概

念的説明知識として、教育学的に意義づけている (Ebd., S. 214-215)。教育学上の概念として位置づけられた場合に、政治学上で重んじられた両極性の緊張の自覚がどこまで重要な課題とされたかは、検討の余地を残している。

- 10) Hermann Lübbe はその著 *Politische Philosophie in Deutschland : Studien zu ihrer Geschichte*, Basel: Benno Schwabe 1963 (ヘルマン・リュッベ『ドイツ政治哲学史』今井道夫訳、法政大学出版局、1998) において、「ヘーゲル主義から新カント主義をへて一元論 (Monismus) と実証主義に至る政治哲学の歴史」を跡づけている。フィヒテも含めたこの過程 (ランゲは第2章新カント派社会主義、フェルスターは第3章「科学的世界観」による世界改良、として論じられている) には、「『ドイツにおける啓蒙主義の諸力と国民国家の形成とのあいだの内的結合』がどのような困難に曝されているのかを読みとることができる」(Lübbe, 25-26) と序章で主題設定されている。その「困難」な事態には、「政治社会的現実に対する哲学的思惟のある種の無関係性」が示され、ヴェーバーはその論文「新秩序ドイツの議会と政治」(1918) で「その政治技術的帰結について分析していた」(Ebd., 206) と簡単に指摘されている。こうした系列を跡づけるリュッベの問題史的研究は、ヴェーバーを主たる研究対象にしたものではないが、ヴェーバーの前提になるランゲ、フェルスターを上記の主題との関連で位置づける知見は、本稿にとって有益である。「内的結合」の「困難」な状況をヴェーバーがみずからの関心領域に即し、どううけとめたか。この問いに対する応答を本稿は明らかにする。第一次大戦前の萌芽の可能性として、「国民国家」論をどう積極的に展開したか、という点に本稿は関心がむけられる。
- 11) Friedrich Albert Lange, *Die Arbeiterfrage. Ihre Bedeutung für Gegenwart und Zukunft*, 4. Aufl., 1879. 「画一的で苛酷な労働あるいは、骨身を惜しまぬ厳しい技の錬磨 (Kunstübung) があって、諸個人に持続的な影響を行使する。この結果はうけ継がれる。こうした教育と継承 (Erziehung und Vererbung) の結合によって、ますます労働者階級の特定の間人類型 (Typen) が形成されることになる。広汎に進められる分業労働のなかには、カースト形成の萌芽が潜んでいる。より古い時代を遡れば、いたるところに、ある傾向を見出すことができる。手工業と技術が継承されるという反面、単に習慣的な伝承が牢固とした規則的制約へと固着してしまうという傾向である」(Lange 1879, 55)。ランゲはここで、労働者という人間類型の形成に二面性に着目している。熟練形成という面とともに、他面で、人間の資質が代々うけ継がれて特殊化し、衰弱し、人間の普遍的本質、とりわけ「理性と自由への資質」が犠牲になるという傾向性である。この人間の普遍性に着目しつつ、ランゲは次のように論ずる。「特殊から普遍的存在へと導き、たんに自然への従属から支配へと導く、そのような「理性と自由へのわれわれの志向」がもしも存在しなかったら、『自然的育成 (natürlichen Züchtung) 』(“自然選択”) の法則により、なぜ人間をもまた、カースト制度の進行を通じて、徐々に、さまざまな下等種と上等種 - 前者は労働者から後者から選ばれた階級から生み出される - とに分離しないのか、その理由を見極めることはできないであろう」(End., 56)。この想定が示すように、ランゲには、教育認識とともに、自然と区別する理念的志向を見出すことができる。この点は、新カントとして位置づけられる一証跡といえる。
- 12) 篠原助市『改訂理論的教育学』協同出版、1949、pp. 13-15、参照。
- 13) 1895年「講演」以後、「ロツシャーとクニース」(1903-06) でヴェーバーは一行為論的関心を基底にした批判意識で - 「歴史学派」国民経済学に属するロツシャーの著作から「民族精神」をとりあげて、個別事象を指し示す「補助概念」としてではなく、「形而上的性格を有する統一的実在的存在」としてとり扱われていることに着目する (Weber 1903-1906, 10)。
- 14) Wilhelm Foerster, *Die Begründung einer Gesellschaft für ethische Kultur, Einleitung-Rede gehalten am 18. October 1892 zu Berlin*, Berlin: Ferd. Dümmler 1892.
- 15) Georg von Gizycki, *Ohne Titel in: Ethische Kultur. Wochen zur Verbreitung ethischer Bestrebungen*, Nr. 1. Berlin: Ferd. Dümmler 1893, S. 1-2.

- 16) ドイツ東部（東西プロイセン、ポーゼン、シュレージェンの4州）には、ポーランド系住民が居住していた。加えて、1861年以来、ロシア国籍、ハプスブルク国籍のポーランド人が農業労働者として流入した。1886年ポーランド人労働者の流入が禁止（内地植民立法）された。1890年11月、東部国境4州について、流入禁止の措置が廃止。夏期労働力の需要拡大に対応するものとしてユンカーによって歓迎された。1891年国境を接する4州に33,000人のロシア系ポーランド人労働者が流入した。こうした一連の経緯を通じて、ユンカー・インストロイテ関係という主従の家父長主義的労働制度（労働者側はその家族を含む）が、穀物販売の国際競争という資本主義の浸透とともに変質することとなった。農業資本家として変質したユンカー（領主）は、農業経営の合理化を進めて、安価な労働力として、ポーランド人季節労働者を導入した。こうして東部エルベ・ドイツにおいて、ユンカー・インストロイテとの「経済的利害共同体」が解体にむかうと同時に、季節労働者の流入によって外国人の「大土地所有」が進行した。西ドイツ工業の急速な展開とともに農業から工業への労働者が移動し、ユンカー経営における労働者不足に端を発する1890年代の「農業労働者問題」に関するこの間の事実関係と、ヴェーバーの問題関心については、次の文献を参照。山口和男「初期のマックス・ヴェーバーにおける経済政策論」山口勇蔵編『経済学説全集』第6巻、河出書房、1956、大月誠「初期マックス・ヴェーバーのドイツ農業論－(1)」『龍谷大学経済学論集』第5巻第3号、1965、大月、同名論文(2)、同上、第6巻第2号、1966、山口和男『ドイツ社会思想史研究』ミネルヴァ書房、1974。今野元『マックス・ヴェーバーとポーランド問題』東京大学出版会、2003、など。
- 17) 後にヴェーバーは論文「ロッシヤーとクニース」で、個々の行為における「目的論的」な意味で合理的な因果関係についての認識と評価を積極的に示す。そしてその立場から、クニースの国民経済学から因果関係認識をとりあげて、非合理的な行為と法則的な因果決定性の行為との対比とともに、「因果性」が「合法性」と同一視されていることに着目する。WL, S. 45.
- 18) ホブズは、「方法と指導」による「獲得された力」を認める（『リヴァイアサン』第一部第8章）。教育の可能性を事実として認識している。けれども、この可能性の認識は、種々の理想的な人間のあり方の実現をめざす努力をもとめる主張には導かれない。かれはいう、人々の「日常生活の諸行為において、何が理性に合致し、何が合致しないかについての判断も、ちがっている。いな、同一に人間でも、時がちがえば、自分自身とちがう」。そして「争論がおこり、ついには戦争がおこる」（第一部第15章）とホブズは捉えた（『リヴァイアサン（1）』水田洋訳、岩波文庫、1992年改訳、p. 256）。シュミットは、教育の働きも含め中立的に事実関係を記述する態度のホブズとは異なって、「教育」に対して自覚的に否定的である。「政治的なものの領域は、結局のところ、敵の現実的可能性によって規定される」というみずからの主張と対比的に「人間を教育可能な可塑的なものとする」ことを「楽観論」として退けた。Carl Schmitt, *Der Begriff des Politischen*, 9., korrigierte Aufl., Duncker & Humblot: Berlin, S. 59.（『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳、未来社、p. 78）。
- 19) モムゼンは「講演」のヴェーバーのこの所見を引用して、「19世紀末の2、30年間に発展し、また社会的ダーウィン主義と、いくらか洗練されたドイツ国民文化の人種の解釈に因をもつ『新しいナショナリズム』に影響を受けたものである」と指摘した。Wolfgang J. Mommsen, *The Age of Bureaucracy. Perspectives on the Political Sociology of Max Weber*, Oxford: Basil Blackwell, 1974, p. 30（『官僚制の時代』得永新太郎訳、未来社、1894、p. 52）。
- 20) 「講演」序文によれば、実際の講演ではふれられず、公刊された「講演」でふれられている部分（*Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*, S. 561-565）である。「経済学の“固有の”価値基準はどのようなものでしょうか」（Ebd., 558）という基本的問いにかかわる。「経済学は、それ自体の素材のなかから、独自の理想をとりだせるのだという観念」（Ebd., 563）をかれが批判した点は、周知のことに属す。「意識的な自己統御」（Ebd., 563）の手続きによって、価値理想を素材から切り離して、価値判断する主体を自覚的に認識することをかれは要請した。こうした「講演」での方法的自覚は、科

学方法論 - 事実確定と価値判断を区別し、前者を科学の領分とするという主張 - として、「客観性」論文 (1908) に先立つ。その先後関係はその通りであるが、一連の「農業労働者」論の系列で捉えれば、より限定された政策的・実践的目的のために論及されている。「経済政策に関する科学は、一つの政治的な科学」であること、そして、「国民的国家 (Nationalstaat) において経済を考えるさいもまた、その究極的な価値基準は、“国家理性” (Staatsraison) (Ebd., 561) であること、こうした所見を明確に導くためであった。この基準は、自然的な「育成」概念から区別される教育認識を導く。

- 21) 「自助」も「国家救助」も、「闘争」の状況を前提とした直接的な対応理念を指している。Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik, in: MWG, S. 561, 注39)。ヴェーバーが「国家理性」の理念に求めているのは、個々の政策論とその理念を越えた、より上位の審級の判断基準である。「国家理性」は、マイネッケの用語法にしたがえば、「国家の行動準則」を示す。Friedrich Meinecke, Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte (1924). Friedrich Meinecke Werke, Bd. 1, 4. Aufl., München: R. Oldenbourg 1976 (『近代史における国家理性の理念』菊盛英夫・生松敬三訳、みすず書房) 参照。「講演」のヴェーバーの場合にも、この意味で把握されていると見てよい。マイネッケは、権力衝動を基礎づける準則となる場合も指摘している。こうした危うい局面も直視しつつ、かれが正しく行使された場合として重んじているのは、①権力の「均衡」(Ebd., S. 21) を求めるとともに、②個々の国家そのものに個性的刻印を与えることである (Ebd., S. 22)。ヴェーバーが「講演」で確認している「国家理性」は、①の意味である。
- 22) 「国家理性」の理念を「究極の価値基準」としてドイツ「国民国家」構築を求めるヴェーバーは、この点で『19世紀ドイツ史』『政治論』の著者トライチュケ (1834-1896) に接近しているかに見える。その「強烈な国民主義的パトス」はヴェーバーに深い印象を与えた、とモムゼンは指摘していた (Mommsen, a. a. O., 52)。マイネッケもこの人物について、「一世紀以上にわたって国民、すなわち、権力と自由の付与者として国民国家を建設し、維持せんと欲した、国民のあの層の指導者となった」と指摘している。F. Meinecke, ebd., S. 467. こうしたトライチュケの課題について、マイネッケは次のように指摘した。「権力の世界と理念の世界とを理念の優位のもとに結びあわせることは、終始トライチュケの愛国主義の一段と高い志向であった。…かれの権力政策に関する綱領、および国家理性の理念がかれを通じてとげさせたところの発展を研究する課題 - その際、権力の世界を理念の世界と一致させることにかれが成功したかどうか (Ebd. S. 465-466)。こうした課題がこの政治史家であったとすれば、同時代のこの先行者に対して批判的でもあるヴェーバーが「講演」で提出した「国家理性」理念は、「権力の世界を理念の世界と一致させる」という同一性の志向を峻拒するものである。権力の「均衡」(マイネッケ) を求める姿勢がヴェーバーに貫かれていたと解される。
- 23) ヴェーバーは後に遺稿『経済と社会』で「政治的共同体」(MWG I / Bd. 22, S. 204-215) を論じての後、「国民」概念について説明する。Machtprestige und Nationalgefühl, MWG I / 22, S. 240-247. 論述内容から、全集編者は、1910年と推定している。MWG I / 22, S. 219.

「“国民” というに値する人間の質は、共通の「連帯感情」という主観的な契機を構成要件とする。したがって「“国家領民” (Staatvolk)、すなわち、たんにある「政治共同体」に当座属する一員であることと「国民」は同一ではない。国家に属すということは - かれの「政治共同体」論にしたがえば - 法秩序のもとにその者はおかれることを意味する。また、「“人種的” 共同感情」だけでは「国民」たりえない、また「言語共同体」とも重ならない。こうした人間の自然状態的な所属の客観的性質に、かれは「国民」を規定する人間の質の条件を求めなかった。他方でヴェーバーは、こうした事例と対比する形で、自覚的に「“国民” としての資格」を、- 短時日のうちに - 特別な行動を通じて「“獲得”」し、あるいは「“獲得物”」として要求したり (国民理念の強調的肯定)、逆に - プロレタリアート階級運動の指導者がそうであるように - ある「国民」に属すると価値づけることに無関心であるにとどまらず、撤回する集団がある (国民理念の強調的否定) と指摘している。自称するにせよ、拒絶するにせよ、こうした対照的な事例は - 当事者の主観的判断であるが - ヴェーバー

はこの種の事例についても、「国民」たることに本質規定に沿うものとして説明してはいない。

これらの事例にふれた後ヴェーバーは、「国民」の理念を根拠づける諸契機について、簡潔だが、より積極的に論じている。われわれはその要点を整理しよう。第一に、「“国民”の理念は、その担い手の間で、“威信”の利害関心と密接不可分の関係に立っている」。共通の「連帯感情」を構成する主観的契機といってよいだろう。第二に、「国民」という理念は次の二つの要素を要請している。一つは、天の命ずる「“使命”」に関する伝説である。国民理念を代表する人々の「情熱」がむけられた人々は、この使命を引きうけることが期待された、とかれは指摘した。歴史的自覚とともに、将来にむけた課題の認識についての指摘といえる。第一の主観的契機のみではなく、客観的契機といえる。もう一つは、「“国民”」として区分された集団の個性的な独自性(Eigenart)を「涵養」(Pflege)することによって、しかもそうすることによってのみ「使命」は実現可能になるという観念である。無条件的に「国民」であると認められる、というのではない。あくまでも「涵養」という教育の働きが不可欠を通じて、「国民になる」形成物の一種とかれは捉えている。第三に、こうした国民的使命は、「特別な“文化”使命」としてのみ首尾一貫して考えられると、かれは捉える。よって、「“国民”の意義に根拠を与えるのを常とするものは、その文化の独自性の涵養によってのみ維持され、発展される“諸文化財”の卓越性、あるいはその代替不可能性である」と論じた。そのような「文化」がドイツの場合に具体的に何を指すか。この点は論じられてはいないが、「異なった文化の可能性」(「二つの律法のはざま」1916)を認めている所見を参照すれば、特定の一文化に圧倒的優秀性を認めているのではない。第四に、「文化共同体」のなかで、「諸文化財」として認められる成果物を特別な方法で接近できる「知識人」が存在し指導性を発揮し、「国民的」理念を普及することを務めとしている。ヴェーバーは、このように「文化」と関連づけて「国民」としての理念について論じていた。ルナンの「国民」概念-政府に対する「日々の人民投票」に相当するものは-諸個人の主観的側面であるとしても-価値領域に属する独自の「文化」そのものと、それに対する人々の「威信」の利害関心である。「国民」は、その本質において-マイネッケ『世界市民主義と国民国家』の概念区別にしたがえば-“文化国民”であると、かれは捉えた。Friedrich Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat* (1928) Friedrich Meinecke Werke, Bd. 5., 9. Aufl., München: R. Oldenbourg 1969, S. 17-20.

遺稿「経済と社会」のなかの国民論の記述は以上で中断している。その草稿メモで権力との関係についてかれはふれて、「文化-威信は、権力-威信と緊密に結び付いている」と指摘した。「勝利したすべての戦争は、文化-威信を促す(ドイツ、日本等)」。しかし、「勝利した戦争が文化発展に寄与するかどうかは別問題である」こと、「ドイツの独自性を示す純粋な芸術・文学はドイツの政治的な中心地には発生しなかった」。モムゼンも論及していたこの部分は、権力行使を含む存在事実領域から区別して、「国民」の理念が価値領域に属していることの基本的見解から導かれる。文化国民としての国民の理念の規定は、権力“威信”への利害関心と緊密に結びついていると、ヴェーバーは把握している。この点で、かれの「国民」概念は権力を行使する国家を前提としている。政府あって、「国民」なし、という事態がありうる。

- 24) 中村貞二『マックス・ヴェーバー研究』未来社、pp. 188-189、p. 34の注17) 参照。
- 25) 君主統治に「運命として身を委ねる」という問題認識とともに、国土に住む人々の主体性の自覚が課題とされたことは、ドイツの「国民国家」の担い手に民主化を実現させるヴェーバーの基本的関心に根ざしている。そのことは、個人や階級の特殊な利害ではない。ルカーチの思想史研究を基本的視角としてドイツの「後進性」に対するヴェーバーの対応を論じた平井俊彦「ヴェーバーの民主主義」『経済学説全集』第6巻、河出書房、1956、p. 308、参照。また、近年の今野元『マックス・ヴェーバー』東京大学出版会、2007、もこの点で有益である。「ある西欧派ドイツ・ナショナリストの生涯」との副題が示すように、ヴェーバーの志向は「西欧派」であったと論証する今野の方向を、本稿も支持する。西欧を志向し「政治教育」の課題を設定するという点で、本稿では詳述できない

が、トーマス・マン (Thomas Mann, 1875-1955) 『非政治的人間の考察』(1918) と対照できるだろう。ナショナリストとしてヴェーバーは、「国民」の形成をめざすとともに、政治制度(選挙制度、議会制度)のみならず、「人間類型」(Menschentypus) としても「民主化」を求めている(「プロイセン選挙法」1917、「ドイツにおける選挙法と民主主義」1917)。この二つの教育課題は、「講演」のヴェーバーの認識に即せば、両立するものとして-その場合、主従の重みの差もなく-把握されている。「西欧的国家理念」と「ドイツ的国家理念」の「対立」ではなく、むしろその両立をこそ、かれは求めているといってよい(「新秩序ドイツの議会と政府」1918, MWG, I/22, S. 434)。「国家理性」の理念が、そうしたバランス調整の役割を果たしているとは予想できる。ただし、「講演」の限りでは十分には確認はできない。

- 26) 福田歓一はその著『近代政治原理成立史序説』岩波書店、1971、において、ホッブス、ロック、ルソーらの所説を辿りながら、「自律的論理のうちに国家をその成員の自主的構成として原理的に確立したことは、近代国家がたんなる事実上の所与から解放して人間のつくり出すべき課題として変え、これによって近代国家は自覚的に人間精神の内面に入りきり、はじめて国民国家として確立せられる」(p. 46) と記している。19世紀末のヴェーバーが、「農業労働者問題」をめぐって、「政治的」なものの自覚とともに「国民国家」確立を求め、「政治教育」の課題を設定した事情も、「成員の自主的構成」をつくり出す系譜に位置づけられるだろう。
- 27) 「講演」でのヴェーバーは、「国民」たるべき人民一人一人の能動的主体化を「政治教育」の目標課題としていることについて、3点に留意したい。第一に、人民の主体化とはいえ、それ自体で肯定されるのではなく、指導する者と指導される者の関係を想定していること。第二に、このことと関連して、国民の一人一人の代表者の概念は「講演」では提出していないことである。この2点で、J・S・ミル(1806-1873)『代議制統治論』水田洋訳、岩波文庫、と対比できる。同様に国民教育が主張されているが、「国民全体が参加する統治」を理想としながらも、「すべての人が自分で参加することはできない」という認識から代議制をミルが主張しているのに対して、「講演」でのヴェーバーは、「指導」関係を予想した主体形成課題を設定している。第三に、こうした人民の能動的主体化の要請は、忍従的な受動的態度に対する問題認識に基づくものであるが、その根底をヴェーバーの所論を離れて考察するならば、反政治的な内面化の心性の存在が考えられる。この点で、マン『非政治的人間の考察』(1918) とともにヴェーバーの「政治教育」提唱の背景に論及している脇圭平『知識人と政治』岩波書店、1973の分析をここで参照したい。「政治に対する、デモクラシイも含めた政治一般に対するこれまでの深い嫌悪と反感、ペシミズムと断絶感が、なぜドイツ知識人の中に培われてきたか」と問いかけ、「人間の『自由』が政治的・社会的マクロコスモスから切り離されて、精神的ミクロコスモスの内部におしこめられ」(同上、p. 54) た精神状況について指摘していた。脇のこうした分析を引き継げば、ヴェーバーは、この内面化の心性が、知識人というよりも、ドイツ人民一般において「政治的意志のひとかけらも持ち合わせていない」と表出していることを、歴史学派国民経済学(政治学)の立場から問題提起したことになる。
- 28) F. Schleiermacher (Hrsg.), Platons Werke, DER STAAT, 3. Teiles erster Bd., 2., verbesserte Aufl., Berlin:G. Reimer1828 (Darmstadt :Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1971)
- 29) Joh. Gottl. Fichte, Reden an die Deutsche Nation (1808) in: J. G. Fichte-Gesamtausgabe Werkband10, Stuttgart:Frommann 2005 (フィヒテ『ドイツ国民に告ぐ』大津康訳、岩波文庫、1928)
- 30) エチエンヌ・バリバル「フィヒテと内的境界」(大西雅一郎訳)『国民とは何か』インスクリプト、1997。
- 31) 南原繁「フィヒテの政治哲学」(1959)『南原繁著作集』第2巻、岩波書店、1973、pp. 376-378。
- 32) 「教育者としてのショーペンハウエル」(1874) でニーチェは、「理想が教育する」(S. 372) ということばが端的に示すように、価値領域に属する人間のあり方-「偉大な理想像」-の認識に基づいて「教育」と「教育者」を規定していた。Friedrich Nietzsche, Schopenhauer als Erzieher (1874). in:

- Nietzsche Werke Kritische Gesamtausgabe 3. Abteilung, Erster Bd., Berlin:Walter de Gruyter & Co 1972 (小倉志祥訳『ニーチェ全集』第4巻、反時代的考察、筑摩書房、1993)。けれども、そうした価値的契機と作為的契機から成り立つ人間形成認識は、十数年後の『善悪の彼岸』(1886)では変容している。Friedrich Nietzsche, *Jenseits von Gut und Böse* (1886). in: Nietzsche Werke Kritische Gesamtausgabe 6. Abteilung, Zweiter Bd., Berlin:Walter de Gruyter & Co 1968 (信太正三訳『ニーチェ全集』第11巻、善悪の彼岸 道徳の系譜、筑摩書房、1993)。なお、生涯におけるこうした認識の転換(「教育」から「育成」へ)については、すでにヤスパースによって指摘されている。Karl Jaspers, Nietzsche. Einführung in Das Verständnis seines Philosophierens, Berlin und Leipzig:Walter de Gruyter 1936, S. 249 (草薙正夫訳『ヤスパース選集』第19巻、ニーチェ [下]、理想社、1967)。「育成」(Züchtung)を「人間存在の位階の上昇」を意味すると捉え、「生物学」上の概念として規定したと、ヤスパースは指摘した。
- 33) 教育の「自律性」を重んじている点でディルタイ「普遍妥当的教育学の可能性」(1888)の所論と接近している。Wilhelm Dilthey, *Über die Möglichkeit einer allgemeingültigen pädagogischen Wissenschaft* (1888). in: Wilhelm Dilthey *Gesammelte Schriften*, VI. Bd., 6., unveränderte Aufl., Stuttgart: B. G. Teubner 1978 (『教育学論集』日本ディルタイ協会訳、以文社、1987)。この論文でディルタイは「科学」として教育学を確立しようとする関心を根底にして、「心的生」の「合目的性」(Ebd., 66)に着目する。その点に、「あるものにおいてあるべきものの基礎」(Ebd., 69)を見出す。一人一人の「発達」(Ebd., 67)が、その生の特質であると、ディルタイは捉える。こうした「合目的性」を前提にして「教育」と関連概念-「陶冶性」(Bildsamkeit)「教育者」(Erzieher)「生徒」(Zögling)などが規定される。こうした同一性の認識に対して、ヴェーバーの場合には、「あるべきもの」(was sein soll)と「あるもの」(was ist)とを引き離し、両極の緊張関係を通じて人間の形成を認識しようとしている。「あるもの」は-ヴェーバーの当然の理解では-宗教・経済・倫理・政治など諸領域にわたる。ゆえに人間のあり方もこの諸領域との関連においてかれは認識しようとする。その教育認識が-教育の「自律性」に着目しつつも-多領域に及ぶのも、こうした認識志向と関連する。
- 34) Friedrich Wilhelm Dörpfeld, *Die freie Schulgemeinde und ihre Anstalten auf dem Boden der freien Kirche im freien Staate*. In: *Gesammelte Schriften*, 8. Bd., Gütersloh:C. Bertelsmann 1898. ドイツ中西部のバルメンのヴッパーフェルトのルター派の教区学校教師を約30年(1848-1879)務め、「学校共同体」としての学校づくりに尽力した。その伝記的事実とともに、理論的かつ実践的である教育学の全体(社会科教育論を含む)の概略は、山内芳文「F・W・デルプフェルト」金子茂編『現代に生きる教育思想』第4巻、ドイツ(I)、ぎょうせい、1981、が明らかにしている。
- 35) Friedrich Wilhelm Dörpfeld, *Die Gesellschaftskunde eine notwendige Ergänzung des Geschichtsunterrichts*, Dritte Aufl., Gütersloh:C. Bertelsmann 1895, S. 39。「社会的諸事実」が概念的に秩序づけられるならば、将来の社会的思考にむけた確実な指針を示すことができ、後に押し寄せる社会主義的誤謬に対する効果的の防御になるともデルプフェルトは論じた(同上、39)。こうした「社会科」教育論は、Joachim Detjen、前掲書、S. 59、ではケルシェンシュタイナー(Georg Kerschensteiner, 1854-1932)の公民教育論に先行して位置づけられている。公民科をうけ入れたワイマール共和国に理論的基礎を提供した後者に対し、デルプフェルトの教育論は、ウィルヘルム・ドイツではほとんど共鳴者をもたなかったと指摘されている。
- 36) ヴェーバーが要求する緊張感覚から、後のマイネッケの所論が想起される。「権力政策と国家理性とをその現実の問題性や分裂においてみようと決意することによってのみ、ひとびとはたんに真実であるばかりでなく、またいっそう立派な、いっそう倫理作用をもつ理説に達するであろう」とマイネッケは国家論に関する「二元論」(Dualismus)の思考態度について認識評価した(Meinecke 1924, 502)。こうした「二元論」が要請する緊張の自覚を、「講演」のヴェーバーはドイツ人民の主体形成の課題として要求している。「倫理」に対する一元論的思考のフェルスターに対する批判意識(Ebd., 500)とともにマイネッケはその「二元論」をとりあげていた事情に着目するとき、ヴェーバーの先

駆性が際立ってくる。

こうした人間形成にかかわる緊張の自覚は、民主政治を実現する政治教育の目標認識についてヴェーバーを特徴づけていることも、ここに付言しよう。「西欧派」としてかれを位置づけるなら、ブライス (James Bryce, 1838-1922) 『近代民主政治』(1921) は、かれの志向する認識方向を明らかにする。「読書の習慣は民主政治の善良な市民を作る」のに有効であるか。この学校教育の方法に対する疑念の一方、「地方自治政治の習慣は一国内の民主政治のための最良の訓練である」というブライスの有名な所見(第1篇8:民主政治と教育、第3篇71:民主政治と後進民族)は、自治を求める共同的活動の習慣の重要性を主張するものである。それは、「国民」となるべき諸個人の能動的主体化を求めるヴェーバーの見解と親和的である。しかし、1895年「講演」のヴェーバー政治教育認識が示しているような緊張の自覚は、「政治に参加する能力」に関する教育論を含みながらも政治上の諸制度に限定する(第1篇緒言)大部の『近代民主政治』のなかには見出されない。ホブスの「闘争」観を含むはずの「人間性の研究」は除外されている。この消息に留意すべきだろう。民族性(ドイツ精神)の精神風土のなかで「人間の質」を批判的に洞察し、そのうえで歴史的な可能性を指示する「西欧派」ヴェーバーの卓越した姿は、こうした「西欧」事情との関連でも示されていた。

- 37) 1895年「講演」に示されたヴェーバーの教育認識の特質から次の3つの研究方向が考えられる。1) 自身の以後の論述のなかで、その教育認識はどのような諸領域に展開していくか、という問題である。『宗教社会学論集』の歴史認識とともに20世紀初頭(戦中と戦後)の激動の同時代論のなかで、政治・経済・宗教・科学などの諸領域の認識と関連しながら、根源的な洞察に富む教育認識を展開しているにちがいない。その諸様相は、同時代のとりわけ教育の「自律性」を主張する教育学界には遠く視界の外だったにせよ、われわれは、ヴェーバーの認識関心に可能なかぎり深く寄り添い、その展開の諸様相一つ一つを見極めたい。2) 1895年「講演」で「教育」概念の重要性が認識されたおり、それと識別された一人種の単位で、自然と規範とを連続的に一体化する概念構造という点で-「育成」概念は以後、とりわけ1930年代にどう再認識され、強調されたか、という問題である。この関心からクリークの次の文献が着目できる。Ernst Krieck, *Nationalsozialistische Erziehung begründet aus der Philosophie der Erziehung*, 2., unveränderte Aufl., Osterwieck am Harz: A. W. Zickfeldt 1934, S. 6. こうした「育成」概念史は、ナチズムとの親和関係からヴェーバーを遠ざけるだろう。3) 1895年「講演」の政治教育認識とその後の展開は、一連の農業労働者論の系列が示すように、「政治的」なものを一つの固有な当為的課題の領域として認識・評価するという基礎的作業を経ているとすれば、その作業を可能にし、必要として持続的に促す同時代の理論的実践的位置関係を教育認識の形成の観点から明らかにする必要がある。とりわけ伯父ヘルマン・バウムガルテン (Hermann Baumgarten, 1825-1893)、リッカート (Heinrich Rickert, 1863-1936)、などとの位置関係いかに注意される。

**The Historical Significance of Max Weber's Inaugural Address:
The Possibility of Struggle and Educational Goal-setting Regarding
Political Maturity as a Nation**

Kunio KAWAHARA

Key Words: struggle , selective breeding, nation-state , political education, political maturity

Weber insisted on the necessity of political education for political maturity in his inaugural address, entitled *The Nation State and Economic Policy*, given at the University of Freiburg in 1895.

From the viewpoint of the historical significance of his thoughts on political education in this address, I reviewed several previous studies. Wolfgang Mommsen (1974) stated that in his address, Weber did not hesitate to employ Darwin's terminology of 'the struggle for existence' as the champion of nationalist power politics, and that he was restricted to the objective view of the racial belongingness of a nation which is an inherited trait. Wilhelm Hennis (1987) pointed out that Weber's focus and approach on 'the qualities of human being' in relation to the economic and social conditions of existence, as well as his approach to national economic problem setting , could be traced back to political philosophy in existence since the time of Plato. Tatsuo Hoshiba (1981)-building upon Keihei Waki's description (1973) of Weber's emphasis on political education to overcome political immaturity, as compared to the intellectual history of apoliticism-clarified Weber's concept of political maturity and its developmental phases, from his inaugural address to his famous lecture titled *Politics as a Vocation*.

Based on these previous studies that address Weber's conceptual views on the essential features of politics, which appear to consist of power, ethics, and technique (art), I attempted to clarify how and what he proposed regarding political education, in connection with his ideas on the foundation of nation-states and its historical significance.

For this research, I adopted the following approaches:

1. Prior to analysing the address, I referred to three previous treatises on struggle and education, including:

(1) Friedrich Albert Lange's commentary on human selective breeding (Züchtung), entitled *The Labor Question in its Present and Future Significance* (1865).

(2) Wilhelm J. Foerster's lecture at the founding of the German Society for Ethical Culture (1892).

(3) A series of Weber's treatises on the gradual Polonization and the conditions of the agricultural workers in the East Elbian regions of Germany (1892-1894).

2. In order to place Weber's notion of political education in his address (1895) in the historical context of national education, I studied Fichte's *Address to the German Nation* (1808), Nietzsche's *Beyond Good and Evil* (1886), and Dörpfeld's theory of 'Free School Community' (1898).

The results of my adopted approaches are as follows:

(1) In both Foerster's statement on ethical culture and Lange's commentary on human selective breeding, there is a naturalistic optimism without a distinction between physical and ethical principles. From the standpoint of the reason of state and man's autonomy with respect to social order, Weber was critical of

this continuative mode of thinking and viewed it as ambiguous.

(2) Weber, facing the issues of Polonization and German agricultural workers, recognized the autonomy of a political value-sphere for problem-solving technically through political education, and insisted on indispensable responses (measures) to improve the economic and social conditions. The response was not to obey the physical principle, but to tackle problem-solving technically through political education. This thought stressed a sense of belonging to a community and to a nation. In this respect, Weber echoed Fichte's famous address on the principles of national education. However, differing from Fichte's ideal type of a nation, Weber stressed the 'struggle of man against man'. Thus, he emphasized, as the educational target, not only the value-orientated moment of becoming a nation, but also an endless moment of giving qualities to human beings to identify the real possibility of struggle.

(3) Weber's understanding of political education was a realistic moment of the struggle of man against man and was essential to the idea of educational goal-attainment. In this regard, his thoughts are similar to Nietzsche's positive evaluation of selective breeding (*Züchtung*) in the chapter, 'What is Noble'; the latter is naturalistic. According to Weber, this dualistic consciousness allows German people to attain political maturity as ideal nation. This dualism requires peoples to be conscious of tension to balance the two moments.

(4) To attain this goal of political maturity, Weber strongly expected that they would have to conquer the spiritual custom of resignation under an imperial regime and become independent, which meant active democratic participation. His proposition of education did not include methods to be employed for national education. Regarding this point, his statement of democratic education can be compared with Dörfeld's systematic theories of national education.

It is apparent that there are theoretical limits to Weber's views on political education in his address. However, we can see that his ideas-becoming a democratic person, as well as a mature nation-have significance in the historical context. His ideas showed people, who had been under the German imperial regime since before the First World War, another ideal possibility for the foundation of a nation-state.